

特69-563



\*1200800273790\*

# 自転車利用論

国立国会図書館

特69

563

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5

始



乘方指南 自轉車利用論 完

W25812  
/23

特69  
.563

乘南方

自轉車

利 次  
用 論

第一章

總論

第二章

軍用論

第三章

體育用論

第四章

遞信用論

第五章

廢人力車論

第六章

自轉車會組織

第七章

自轉車機械

第八章

自轉車乘方

第九章

自轉車旅行

第十章

乘者之注意

一九四〇  
一九四〇  
八一七〇  
六六四〇  
三四二五  
二九一



凡例

一夫の一著述一編輯あらば則必ず貴顯名家の題辭及序文を乞ひ頼りて以て售られんことを求むる若きハ則余の屑とせらざる所なり故ふ此書之を缺く

一國中道路の良否を甄別して一覽表を製し以て乗者よ便

せんと欲すほども能ハモ他日自轉車上親しく全國を周

遊し以て素志を達せんことを期モ

一内外絶えて自轉車の書なし唯自家の徵驗及び二三圖書中纔々散見モる所を以て此書の論據と爲せり而して近者トマス・ステヴァンス氏自轉車世界周遊記を著ハシ米

國に上梓せるを聞く他日抄譯以て此書増補の資料に供

せんことを期す

一余や兵家にあらぞ又遞信事務に暗し故に第二章及第四  
章に於ては漆桶掃箒の識図より自ら甘して受る所あり  
微意唯纔に論及以て當局者の注意を惹くに在るのみ  
一余の始めて自轉車を學ぶや師あく書なく刻告獨習數月  
を費せり而して本邦乘者の寡き主として之を因るを悟  
り以て此書を草そ第八章示そ所に據りて演習せバ一周  
日乃至三周日ふして容易モく乗車を能モるに至るハ余  
の敢て保證モる所なり

明治廿三年八月

著者識

## 乘方指南自轉車利用論

### 第一章 総論

自轉車ハ文明の利器にして瀧車瀧船及び電車と俱に分配  
系に屬し之を用ふるの先後國運の消長に關係あること論  
を保たモ其速力ハ一時間四里乃至七里餘その回避進退自  
由自在モして速力を緩めて徐行それバ徒步に均しく速力  
を加へて疾走をれば瀧車に譲らず故に英佛普墺爭ひて之  
を軍用に供し其相後れさらんとを務めたり夫れ自轉車  
ハ特リ軍用に供モべきのみならず國家社會一たび之が利  
用を圖らば以て遞信事務を敏にし以て學校體育を資け以

て世間士女の行路を便し以て廢人力車の實を擧るに足らむ抑々諸般の官衙學校會社商店ふ於て自轉車一輛を所有せば用務を辨起ること敏捷迅速にして特り時間と經濟あるのみあらむ又以て使丁番頭の數を減して冗費を省くに足る例へば爰に一要務あり三四里外に使丁番頭を遣らんとそるに若し之を徒步に任したらんにハ往復殆ど一日を費モベシと雖自轉車を用ふれば遅くも二時間を費さモして足れり殊に臨機要急の事務を處する警察署等の若きハ一輛の自轉車を備へ置くこと最も必用あり又方今医者ハ人力車に乗らされバ医者にあらざる者の如く思惟し適ま徒步往診せば人の己を庸医視せんことを恐れ強ひて人力車一輛を備へ玄関前を飾る者あきにあらず若し之を自轉

車に代へしめバ直接間接に於るその便利經濟果して幾許ぞぞ

之を兒童の遊戲としてハ愉快にして興味あり利益あること夫の竹馬紙鶴の比にあらず殊に獨立自動の精神を養ふよ至てハ爾餘百般の遊戲之に勝る者あらず故に歐羅巴に於てハ近者俄然乗用者多きを加へ數千の製造所に於て數萬の職工を傭へ自轉車機械を製出せるに至りシハ徒より一時の流行に制せられて然るにあらず人皆自然實用の在る所を承認せるに因るのみ唯だ恨むらくハ本邦自轉車の乗用未だ盛んに行はれぞ漫に之を夫の紳椅子及び好事家の玩具に委そることを

歐羅巴に於ても自轉車を軍用ふ供モベシとの議論始めて

起りたる今より僅々五六年前より歐洲中二三強國に於て先づ之を軍事に利用したる蓋し頗る餘各國の注意を促したる者の如し尋て米国人トーマスステヴァンス自轉車上世界周遊を試み既に本邦にも來りたる所謂自轉車の實用を證明したる者非耶當時内外の新聞紙へ汲々之を記載したきは世人に既に記憶して自轉車の實用に適せるを承認するあらん

夫れ電信機の弗蘭克林に於る鐵道のジョージーステフィンソンに於る蒸瀉機關のゼームスウアットに於るか如く凡一發明められバ其名不朽に傳へらざるふし自轉車も亦一大發明たり其名宜しく傳へるべくして而して傳へらざる所以ハ何ぞや曰く自轉車の創造ハ蓋し往昔よりアリ

来多く年所を經たり其創造に繋りたる者結構拙劣用ふるに足らず唯だ前後二輪あり乗者其中間に跨り足の指端にて地を打ち之を運轉するのみなれば當時之をして一の發明と爲さゞりしならん是れ其發明者の名堙滅傳へらざる所以あり爾來之に幾多の改良を加へて鞍<sup>ヤツ</sup>轂<sup>ル</sup>軸<sup>ラン</sup>警鈴、点燈行李並び備具し且輪端護謨を籍むるより一層の輕快を得殊に婦人女子の用に適する優物を見るに至れり是等の改良を爲モにハ數世紀間幾多の人の意匠に出でてもや明かなりと雖も要するにジョージーステファンソン與りて大よ力ありしと云ふ

自轉車は既に十分の改良を遂げ輕便を極むと雖も今の後を推モベからざる猶古の今を測るべからざりしが如し

殊に爾後更に幾多の意匠を費さば他日一層の改良を見る  
得て期をへさのみ既に歐米に於ては水上自轉車を工夫し  
空中自轉車を案出モ二者未だ全く成功に至らモ雖も必  
せや早晚目的を達するの日あるべし殊ふ本邦に於ては横  
濱市自轉車製造師梶野仁之助氏ある者新たに鐵道自轉車  
を製造したり運轉師二人の脚力を以て一車二十人を載せ  
一時間三里乃至四里の速力を以て走れり其輕便にして運  
輸に適する夫の鐵道馬車の比にあらざるなり

本邦人ハ頗る進取の氣象を有し盛んに外物を輸入モるよ  
り瀧車瀧船及び馬車等ハ彼我が如く繁昌を極むと雖も特  
リ自轉車ハ人力車の爲めに礙礙せられて未だ十分の流行  
に至らざるあり抑人力車ハ既に日本社會の先入主にして

上下一般舉て使用する所なれども其弊の及ぶ所一にして  
足らモ人を志て牛馬の役ヨ服せしむるハ道徳上經濟上衛  
生上共ヨ許さゝる所ヨして早晚廢止せざるベからモと雖  
徒ヨ廢止論を唱へて善後の策を講せざるハ固ヨ無責任の  
放言たるを免れぞ故に豫め自轉車を候補者と定め以て人  
力車廢後の不便を償ふハ當に務むべきの急とあモ審ニ其  
弊害のある所を數ふれば人力車ハ猶夫の娼妓を如く實に  
社會の公敵たり一日之を存それバ一日國家の恥辱を益モ  
ヨ張り瀧船を右翼に張り馬車を遊兵と爲し而して自轉車  
を中堅に備へて人力車を攻撃せバ其根據モる處たとひ廣  
く全國に蔓延モるも終に抜けざるの理あかるべし唯中堅

の兵を養ふゝ則ち先づ兒童に自轉車乗方を教へ以て其成長の時を待つあるのみ

竹馬運動の外曾て試みたることなき世の父老は動もそれば兒童の自轉車遊戯を危み之を制止それとも竹馬の結構單一なるハ却て自轉車よりも危険なり歐洲諸國にてハ兒童大抵八歳ふ至れば自轉車遊戯を始むるを常とモ凡老少に論なく其適當ある機械ハ最も危険なり歐洲諸國にてハ兒童の車輛より乗たるのみにて未だ精巧の機械を試みざる輩ハ其回轉鋭く因懲甚しきを感じるより自轉車ハ實用ふ適せざるありと輕々しく速断する者なきハあらぞ故より乗者若し自轉車を實用に供せんと欲せば須らく一良機械を擇ぶべし之に乗るにハ兩手を以て把手を握り兩脚を伸して

兩肩を後方に投げ胸膈を前に開くを要乗者の姿勢其れ斯の如く且つ平等に四肢を勞するを以て其體育を資益見るハ固より論を俟毛請ふ逐次利用の途及び乗方獨習の秘訣を述べん

## 第二章 軍用論

軍事の進歩ハ社會の進歩と併行する者として今日の戰闘ハ復た昔時の如く迂闊あらず一朝事變に際してハ數十萬の兵馬立ちどころふ備ハリ其兵を交ふるや勝敗の決踵を旋させ而して甲國ハ三日にして百万の兵を動かせバ乙國ハ二日にして之に倍せるの兵を備へんとするの勢あり故ふ宇内兵制の進歩既に彼れが若く盛んあるも尚兵機の遲鈍あらんことを恐れ戰略戰術兵備より利器の發明通信

の方法に至るまで汲々武備を講じて已まぞ彼我の競争年  
一年より烈しきを加へ遂に歐洲諸國皆將に自轉車を以て  
軍用に供せんとするに至れり  
抑々自轉車を軍用に供せんとする所以に異時非常の際主  
として使者往復の用に充て以て騎馬の及ばざる所を補ひ  
且軍隊行進中沿道丈量の便を謀るに在り古來駿馬を稱モ  
るヨ千里を以てモるも是唯一片の形容詞にして假令絶群  
無比の名馬と雖も一日の行程三十里乃至四十里に過ぎモ  
而して通常の馬ハ大抵十五里を度とも陸軍騎馬の速力ハ  
大凡十分間に二千メートル乃至三千メートルにして之を  
日本尺度にそるときに大凡一時間に二里三十三町乃至四  
里二十一町を経過する割合なり然れども馬の活動物なき

パ數時間同一の速力ハ決して保つべからず旦日に之を鞭  
つて乗用をるときハ往々人間の徒步ヨ若かざることあり  
昔者豊臣秀吉佐久間盛政の賤岳を襲ふを聞き即時大月毛  
に鞭つて美濃大垣より柳ヶ瀬に到り馬遂に斃れたりシ若  
きハ所謂毎十分間殆ど三千メートルの速度に合する者に  
して蓋古今稀有の神速と謂ふべし然れども豊公の膽と大  
月毛の蹄とを以て尚三十里程に踰へざるを觀れば兵機神  
速を貴ふ者豈一馬蹄に任して足れりとせんや若し夫れ馬  
匹を撰び騎士を養ふを務むると同時に亞拉比の沙漠に駱  
駝を擒りしラブ蘭の雪原に馴鹿を狩るの計を爲さむんバ  
恐くハ軍國の事將に人後に瞠若たらんとするを况んや新  
機械を用ひ新方術を講せざるに於てかや然り而して英佛

に於てハ先づ已に自轉車を軍用ニ供したり今我官報及び佛國陸海軍將校會雜誌に據り英佛二國の自轉車を採用したる所以及び其概略を左に掲ぐ

佛國自轉車採用令 明治廿二年十月十一日官報抜抄

今國佛國陸軍卿ハ軍事に關する通信及命令傳達の用務を掌らしむる目的を以て軍隊用自轉車の乗員採用令を陸軍部内に布達せり即ち今より歩兵一聯隊毎に該乗員四人づゝを置くの目的にして軍團長より委ねる。豫備及後備軍の兵員中最も自轉車の乗用に練熟の者を撰拔採用の事を以てし同乗員ふ採用せられたる者にハ一定の俸給外に其乗用自轉車の修理及拂拭費として一日五十參つゝを與へ其平時及戰時に於ける服装並は掌務規程

等ハ軍團長に於て一定せしむる旨を令せり抑々軍隊ふ自轉車を備ふる議ハ英國及佛國に於て夙に唱道せし所にして之ヲ實驗上皆均しく最要の利便あることを認識せり但し佛國に於て始めて自轉車を軍隊に備ふるの議を唱論したるハ今より五年前に在り爾來千八百八十六年に至り巴里に於てダニエールある者自轉車を乗リ巴里より維納まで千三百ウエルスト(一ウエルスト九町四十間餘にて此里數凡三百五十里)の里程を七日四時五十分を以て旅行したる後佛國第十八軍團長が申請モるに此年に行ふべき大演習時にハ八輛の自轉車に乗員を添へて指揮命令を諸隊に傳達モるの用務に充てられんことを以てせり是に於て同軍團長將軍ユルナーハ右申請

を許容し演習時に際して悉皆諸命令を自轉車八輛の乗員をして傳へしめたるに其迅速あること騎馬の傳令使を以て命令を傳ふるの比にあらざることを證認せり又昨年第九軍團の大演習時ふへ自轉車二十五輛の乗員を以て軍團參謀部遠近ふ散在せる諸隊との間に命令を傳へしめたり當日演習場の雨餘の泥濘深く加ふるに騎隊の馬蹄砲隊の車輪等泥土を躁躪することの甚しきを以て自轉車の轉走自由をらむ且つ諸隊並列の場所れ之を左回右避せざるを得ざるは拘ららず最も迅速に其掌務を行了せり但自轉車は一時間十六ウエルスト(四里十町四十間)乃至二十八ウエルスト(七里三十三町四十間)走過するを得べし而して實驗上軍隊に備ふるにひ低き二

輪製若くは三輪製を便利とも高き二輪製の速力最も大なりと雖も其乗用は平地のみに限れりとモ

#### 英國新設自轉車隊

西歷一千八百八十八年四月十五日  
佛國陸海軍將校會雜誌抄譯

英國軍制調査委員は軍用上自轉車の適否如何てか問題を陸軍首長司令官より下付せられ審議の後ち終ふ有志者を募り自轉車隊を設くることに決せしかば女皇ハ大ふ此新案を嘉納せられたり千八百八十八年四月大尉ビーエツチヘウット始めて職に就き第二十六シツドルセクス、シクリスト、クラブと名けたる新設隊を指揮せり其人員ハ百二十人あり而して佛國クーリエ、ド、ロンドル新聞ハ英國に於て自轉車隊の行ひたる試験の模様を左の如く報導せり

壯兵大運動中始めて自轉車兵を防守の爲め實地に試用せり尤先年自轉車ハ騎兵に代り得るや否必要の時ハ騎兵ヨリ代て偵察の職に當り得るや否を知らんが爲めに屢々試験を行ひたりと雖も隊の編制及車輛の不完全なりしが爲めに未だ好結果を擧げざりき然るに今回の試験ヨ據りて陸軍官憲ハ騎兵よりハ頗る輕便に自用具と戰具とを携へて駆走モるを得べき便益ある隊なることを判定モるに至れり殊に數日前モイルホールの停車場に於て編制したる自轉車隊ハ諸壯兵聯隊並にシッドル・セクスの新設自轉車中より百人を撰んで之を編成しフアルンハンに於て此隊を二縱隊に分ち左縱隊ハマンチエスターを經てサリスピュリー府に行き右縱隊ハバシン

クストケを經て同府に赴きモり于時若干の兵ハ橋梁を破壊し輕濠を設け路上に障碍物を作爲モるに必要ある器具を携帶しさり當日道路泥濘にして新に小石を舗きて脩繕を加へたる箇所の多かりしにも係らず發程地ヨリサリスピュニーに至る距離凡十五哩を暫時に通過せり而して此自轉車隊ハ其途中にて諸種の障碍に逢ひしと雖も神速に之を越ふるを得たり故に自轉車隊の軍ヨ適毛ることハ此試験の成績に據りて十分明るなり右ハ英佛軍隊ふ於て自轉車使用を試みたる結果にして其速力平坦地に在てハ騎兵ヨ勝る復た辨を費さむして明なり今戰時行軍縱隊の距離及傳令使用の大約を左ヨ述べん

保安騎兵	二〇〇
前衛尖兵	六二五
前衛前兵	二〇四四
前衛本隊	六三〇〇
本隊	六八二四
後衛	七二〇〇
大行李	三三〇〇
輜重第一梯隊	六〇〇〇
輜重第二梯隊	一一二〇〇

縱隊の先頭より後尾まで總長徑四万五千四百九十三米即我十一里二十一町一間〇九寸として此距離ハ駐軍と戰闘とに應し多少變化を生ることありと雖も先頭より後尾までの間ハ常ニ各本部の軍務交渉頻繁にして使者絡繹項背相望む而して其往復一瞬時を争へり故ニ徒步傳令使ハ勿論騎兵傳令使と雖も尚其速力緩慢にして機を誤るなき能ハキ加之軍隊の眼睛たる騎兵を後方勤務の傳令使にて使用するハ今日各國軍制の通則ありと雖も斯くモるときハ自ら騎兵の勢力を減少するの不利益あるを免れを斯かる場合に於て自轉車を用ひバ特リ其速力騎馬に倍モるのみあるを又以て兵勢を殺き戰員を減せるの弊を除くに足る英佛等夙に此に見るあり幾多の試験を積んで遂に自轉車採用の令を發したり人或ハ謂く戰闘地必を平坦ならず殊に日本ハ丘山波状地多きを以て車輛必走しも通せキ故に戰闘地に自轉車を用ひんとするハ則所謂趙括の

兵談にして坐上の空論たるを免れど是則一を知りて未だ其二を知らざる者の言のみ凡戰閑地の地區より平原、高地、森林、水、地物に交通路、人民居住地、隘路等あり而して此地區地物中に往々車輛轉せる能ひを騎馬走るを得ず歩兵亦徒步ゝ難む所あり然れども尚戰閑に大軸の砲車輪重車を使用し得るゝ何ぞや凡行軍縱隊の首部の國道縣道等の首道を通過する者にして山路野徑に一枚隊を派遣して側方の警備をあそに過ぎを殊に戰閑中と雖も師團旅團の各本部及輪重梯隊の指揮交通に便利ある爲め常に首道線上或は其近傍ゝ位置を占む而して使者の往復頻繁なるハ大隊中隊間より寧ろ師團旅團聯隊及輪重梯隊間ゝ在りとそ若し夫至駐軍に在りてハ各本部の一方に僻在せを多く

くハ都邑宿驛に據る故に其道路險坂にあらざるよりハ大抵車輛の通せざるゝなし若し或者の如く一障害を擧げて準據となし此の用ふへからず彼の廢をへしと酷論せば其極遂に活動社會の活力を止めて百般の事業皆廢するの外かかるべし愚も亦甚しからずや若し戰閑地に一部の不通地あるの故を以て自轉車の使用を廢せバ砲車輪重車をも解亦皆廢せざるを得ず若し砲車輪重車を廢せバ軍隊をも解かざるべからざるゝ至るべし然れども今日の文明にてハ嘗て廢兵を説く能ひざるのみならず益々爪牙を磨して與國相待たざるを得ず况んや我國の如き兵備擴張を要するの事情目前よ迫るをや故に軍隊ハ決して廢せる能ひを軍隊廢モベからずとそれバ砲車輪重車存せざるを得ざるな

り憲砲車輜重車の通る所誰れか自轉車通せばと謂ふ者  
ぞ軍隊通信の法ハ軍用電信、軍用輕氣球、軍用鴻、返射器、通信  
記号、騎兵傳令使、歩兵傳令使、喇叭、砲銃聲等ありと雖も就中  
緊要あるハ騎兵傳令使なり騎兵傳令使ハ筆記の命令及報  
告速達の外屢々細密ある口演を要ることあるを以て特  
に繚忙を極む然れども戰時多數の傳令騎兵を要るとき  
ハ騎兵聯隊の戰員を減少し隨ひて騎襲の勢力を減殺せさ  
るを得其戰員と勢力を完からしめんふハ英佛等の若く  
若干の自轉車傳令使を歩兵の各聯隊に於て養成するは若  
くハあし本邦各師團の騎兵ハ皆一聯隊を以て定限とある  
斯く限りある騎兵を以て保安警戒より戰線内部の傳令に  
至るまで限りあきの諸勤務に當らしむるときハ既に著し

く騎兵聯隊の戰員を減少する者なり左あきだに一戰毎に  
若干の死傷を出し一日毎に多少の兵馬病むよ因り益々其  
戰員減少をるときハ遂に緩慢なる徒步の傳令使を用ひき  
るを得さるの不孝を見るに至るべし加之軍事上單に騎兵  
のみを頼むときハ外征に當りて更に一層の不孝を見る何  
とあれば騎兵を乗船上陸せしむるハ難事中の難事たるを  
以てなり然るに騎兵傳令使に換ふるに自轉車傳令使を以  
てせば其利益果して幾許ぞや

軍隊は在りてハ平時戰時に論なく一要地を圖画する爲め  
目算測圖路上測圖等の方法あり而して是等の測手ハ徒步  
又ハ騎馬なるを以て徒步測手ハ身體の勞多きが爲め製圖  
作業自ら粗略に流れ騎馬測手ハ馬匹の靜穏あらざるより

常に馬丁を要せざるを得ずと雖も測手若し騎兵用の距離測量器を帶びて自轉車に乗らば測手ハ歩度測量の勞を取らざして容易に正確なる距離測量を爲し得るを以て製圖作業も亦完全あるを得るや必せり傳へ聞く今より二十年前普佛の役普國の或軍隊に於てハ自轉車を行軍に用ひて便利を収めたりと蓋偶然の故にあらざるあり

本邦第五師團(在廣島)にてハ既に自轉車の使用を始めたり就中歩兵第十二聯隊(在丸龜)の乗者ハ最も巧みにして軍装を附着し隻手偏足にて地斜三十分以下の傾斜地及幅員一尺以下の徑路橋梁をも自在に通過せり第五師團の自轉車を使用せるハ蓋士官の發意に繋り其軍用上適否如何を實驗に徴そる者ならん然るゝ乗者の熟練斯くの如く其れ巧

あるを得たり之を内外の事實に徴そるに自轉車ハ今日軍用上一の有益器具たること判然明確あり由是觀之本邦陸軍に於ても公に自轉車採用の令を發せらるゝこと蓋速きにあらざるべし刮目して其盛事を觀るの日を待つ

### 第三章 体育用論

舟車馬の間接運動に於ける興味多くして身體發育及保存に適するに益し普く教育家の証認を有する所あり現に東京學習院にハ乘馬演習あり帝國大學ヨハ隅田川競艇あり新潟縣尋常師範學校にハ信濃川輕車演習あり英國ケンブリッジ大學及びオックスフォード大學にハ古來チームス河競漕會あり以て体育に資せり而して方今全世界學校に於て車輛を体育用に供する者あるを聞かす歐洲二三の國に於て

ハ稀に自轉車學校若しくハ自轉車練習所ある者あるも是  
唯富家の兒童を集めて専ら之れが乗方を教授するにあら  
さきは特種兵卒の爲めに之を傳習するに止るのみ惟往古  
トロイ人希臘人ハ競車を以て体育の一部と爲せしことの  
ホーマーの詩篇及び史籍に徵して明なり近世教育家亦乘  
車運動の利益を觀く者ありと雖もまた之れを學生に課せ  
さるハ余の甚だ遺憾となす所あり

惟ふに運動にハ三個の要素あるべからず一、四体の發達  
を増進するあり一、精神を勞ると少くして興味多きあり  
一、熟達の餘實用に適するあり而して歩兵操練普通体操及  
百遊戲中斯の三要素備具する者蓋殆んど稀あり夫れ歩兵  
操練ハ國家有事の日以て大に用ふべしと雖も平時演習

於てハ毫も興味あることあし普通体操ハ能く四体の發達  
を増進をと雖も卒業の後別ふ一の實用を爲さを况んや其  
演習殆ど興味あく爲よ生徒をして厭倦せしむるをや奪旗  
綱引打球蹴鞠等の嬉戯に於ける興味頗る多しと雖も熟練  
の餘絶て利用の途あし且其遊戲たる十分平等に四体を發  
達せあめざるを奈何せん利用興味並存して最も体育を資  
する者蓋舟車馬ヨ若くハあし然るに体操其他の遊戯と俱  
に流行盛んならざる所以ハ地形の不便經費の多額適ま以  
て之を妨碍したるのみ學校の所在必至しも河海に接近せ  
ふハ甚だ難事に屬を故に体育上其利を認むるも必ず之を  
學校に採用せんこと望みて得へからむ獨り自轉車ヨ至り

てハ然ちモ之を學校に備ふるにハ馬若しくハ舟を購入するが如く多額の費用を要せキ兒童用の木製小輪なれば一輪四圓乃至六圓中學生以上大輪なれば六圓乃至拾圓にて新調し得ベシ且之を保存モるに馬の如く飼養料を費さず舟の如く屢々修繕費を要せキ唯之に膏油を注入に止まれり而して其運動たる平等に四肢を勞して過度に失せキ以て能く身體の發育を増進モるに足れり自轉して進退回避意の如くあるハ夫の鞦韆シーリーも啻ならキ老成人と雖も一たび之に乗リて回轉を始むるときハ樂んで止るを忘るゝに至る興味も亦深い哉

人或ハ曰く英國のクリケットに於けるが如く米國のベーチボールに於けるが如く泰西諸國必モ國戯あり日本獨り

之をあしと余謂らく然ラキ本邦亦從來國戯あり竹馬是あり吾人年少の交りを稱して竹馬の交と爲モ者豈竹馬の以て國戯と爲モに足る所以にあらモヤ兒童最も嗜好し世間普く流行モる者百戯中蓋竹馬に若くハなし然レドモ今日の時世に於てハ之を玩ふ者次第に減少シ且其單に兒童に適して大人に適せざるが故に充分ある國戯とあし難し而して更に自轉車を以て竹馬に代らシむるハ蓋し今を其時とおす近頃稍々之を用ふる者ありト雖も唯都下縉紳の子弟及び好事家のみにて未だ一般の兒童に普及せざるハ價額の不廉にして得易からサルに因るト雖も主として未だ其興味を知らざるに坐するのみ故に先づ學校ふ於て之れが運動を始めされバ都鄙一般容易に流行せざるベシ

小學設置の制たる各獨立町村よ一尋常小學若くハ簡易小學ありと雖も高等小學の所在ハ一郡若くハ一市中一二ヶ所に過むして通學の不便を鳴らそハ都鄙一般の状況あり此時に於て自轉車運動を始むるハ獨り体育を利するのみあらモ抑も亦學校遠隔せる生徒の爲めに通學の便を開くこと大なり

更に進んで中學校師範學校よ於て之を採用せんことハ甚だ容易にして利益亦淺勘あらモ例へバ休日には隨意數里外に遠遊して勝光を探り博物を究むるを得べし或は生徒一團体にて脩學旅行を爲し及ひ長途行軍を擬そるに方りてハ設宿其他要急の事務を辦了せるを得べし然れども是唯在學中の一利用にして其主眼ハ生徒各自愉快よ巧拙を

關へし遅速を競ひ以て体育を資くるに在るあり其卒業して社會に出つるに及んでハ技倣既に十分熟達せるを以て遠遊近行總て自轉車を用ひ復た將に人力車に乗るの弊あるんとモ商業學校に於てハ自轉車練習を以て必脩科とするの價值あり何とあれば特リ之を以て体育を資そるのみあらモ無て商業用に充るの便あれハあり商機猶兵機の如く往々一刹千金の損益ふ関そることあり殊に花客の買品を其家に送り又ハ花客を訪ふて注文を受るが若き用務を辦そるよ自轉車を用ひバ其便利實よ言ふべからず余々体育の爲めに自轉車運動の利を説くと雖も敢て他の戶外運動を非議くる者にあらモ唯自轉車を無用奢侈の玩具と看過し去らモ体操科の次操檣術の右ふ置き以て學生

に演習せしめんことを欲するのみ本邦の地形四面海を環したる一大海島國あれば宜しく操櫓術を急務とあそ可きよ似たりと雖も學生の學校を出て、社會に立つや必もしも海を踏まをして盡く陸を行く者也假令海を踏むと見るも之を行ふは必ず舟子のあるあり舟子は元來人間の業務されば船客之を役せるも何の痛む所あらん而して陸を行くや必しも馬車及び漁車あるを故に路上車夫を驅りて人力車に乗るゝ日本社會上下一概の習俗と/orありぬ世の教育者よ率先人權を重んじ人力車を排斥して上下浸潤の惡習俗を一洗するゝ蓋已むを得ざるの義務に属するぞかし然らば則本邦假令海國たるも宜しく乗車方を先ふして操櫓術を次々にすべし然るに操櫓術の假令体操科あらざる

も戶外運動中最卓逸なる者として既ふ之を演習せる學校あるを見るも乗車方に至りては世間無數の戶外遊戲書中にも尚其記載を欠くゝ豈緩急を誤る者にあらずや熟々我教育部内を顧るに歩兵操練と云ひ氣質鍛錬と云ひ舍内整顿及び被服装飾と云ひ其軍制は化せられたる者二三ゝして足らず而して教育制より軍制に及ぼしたる者絶えて之れなし教育家豈夫の武夫に慙色あからんや之を内外世運の進歩に徴するに自轉車亦陸軍の採用を有する所とある蓋遠きにあらざるべし然る后ち教育家遠れて、之を學校よ摸倣するが如きことあらば豈所謂之を東隅に失して又桑榆に敗る者非邪

郵便脚夫の皆健歩あるを以て其速力ハ一時間一里半以上なるべしと雖も之を自轉車の速力に比それば少なくも三分の一の遅きを見る故に之を通信に用ふれば現に費モ所の時日三分一を以て郵便電報を送達し得べし己に米國華盛頓の驛逕會社に於てハ自轉車を以て信書を送達し歐洲諸國に於てハ之を商業間に利用せり既ふ其軍用に供せらるゝを見れハ其通信用に適モる固より辨を費さきして明かあり我政府が通信事務の改良に銳意なる郵便規則電信規則の改正ありしこと前後一にして足らモ又隨ひて郵便電信學校の設立あるよ至る由是勧之郵便電報の送達ハ單小脚夫の徒步にのみ一任せモ更に自轉車の採用せらるゝを見る蓋亦速きにあらざるべし

倩々惟亦に本邦今日の道路ヨテハ未だ十分車輛に適せきる所なきにあらずと雖も道路ハ社會の文明ふ伴ひて年一年より改良に赴き今日の道路を以て十年以前に比それバ其險夷霄壤啻あらざるを以て觀れば十年以後の道路ハ又今日の比にあらざること勿論あり我國元来山嶺多く平坦の道路亦未だ完全ならむと雖も東海道一帶の如き福島縣山形縣及び栃木縣の如きハ世界中自轉車の最惠國と稱せらる英吉利の道路ふ比するも敢て讓らざる所あり國中郵便線路延長一萬一千八百七十四里中少くも三分二の車輪必を通をへし而して郵便局數實に三萬九百二十一其の都會にある者道路平坦にして四通八達の便を占むるを以て自轉車を通信用に供せバ其便利將に米國驛逕會社の華

盛頓府に於けるが如くあらんとす  
郵便送達を以て徒步に一任するゝ尚可なりと雖も一刻千  
金を争ふ電報配達に至りては殊に徒步を以て足れりとせ  
ざるなり夫れ電信線路に沿ひて電信局の所在必もしも相  
接近するにあらず國內電信局數凡二百三十一電信線路延  
長實に六千八百六十九里局數を以て里數を扣除それば凡  
三十里に一局の設けある割合されば何れの電信局にても  
電信を受信者に配達する最も遠きゝ十餘里程に涉るこ  
とあり尋常の電報なれど之を郵便にて送達するも又ハ脚  
夫の徒步にても送達する事妨かかるべしと雖も権要ある  
報知に至りてハ一刻千金の得喪國家の安危に關する者  
なくんハあらず斯る要急の音信ハ千里一瞬間電線を通し

て来るも之を受信者に送達するふ一日若しくハ二日を費  
そが如きこと有りてハ固より電信架設の本旨はあらざる  
あり然れども沿道相接近して電信局を設置せハ其經費費  
られモ故に余ハ俄に自轉車を以て郵便送達用と供する能  
ハさるもセメテハ電報配達用に供せんこと企望に堪さる  
あり

凡重大事件にして最要急の音信に至りてハ費用の多寡固  
に顧るゝ違あらずかゝる音信にハ特に電報料を倍蓰モる  
とも發信者の厭ふ所にあらざるあり今夫れ刀劍を作るに  
七分ハ銅鉄を以てし三分ハ鉛を以てせんか銅鉄たゞひ百  
練の餘に成ると雖も僅かに鉛の鋭さに因り其利を全ふモ  
る能ハざるを奈何せん電信の徒步配達に於る豈之に類モ

ることあからんや

電信局に於て新たふ自轉車を購入するより幾多の金額を要し一時不經濟さるか如しと雖も一旦之を購入せハ機械の數年間の用ふ適し時に少しく脩理を加ふれば十年間の久しきよ堪へん且自轉車を用ふるため時間の徒費を省くハ勿論隨ひて脚夫の數を減そるを得るより之を考ふれハ一電信局に於て二三挺の車輛を備ふるも其費用の如きハ固より數ふるに足らざるあり殊に道路平坦の府縣に於る電信局に自轉車を用ひて速に電報を受信者に送達そるを得ば局と局との間隔を遠くし局數を少くそるも更に不便を生せざるあり今一局を設置そるにハ新築費ハ勿論技手使丁給及び電池藥劑費等に要する其金額毎年數百圓に

及ぶべし而して今一縣下十個所の電信局を七個所とあし爲めに各局の距離更に多少相隔るも自轉車を以て電報配達を爲さハ其の便利十ヶ所の電信局が徒步を以てそるに讓らざるなり而して三局を減したる爲めに剩を處の金額一半を以て爾餘七局に數輛の自轉車を備ふること難からざるあり余が自轉車を通信に利用して電信局を減せんと欲そるハ議論或ハ新奇に失そるの笑を免れざるべしと雖も要そるハ夫の鉄道敷設論者が鉄道敷設に因りて常備兵を減せんと欲そるの意よ異なることあし  
茲に始めて自轉車を通信ふ用ひんよハ郵便電信學校若くハ官衙よ於て數十百名の脚夫を募り之きに數月間自轉車乗方を傳習し其熟練そるに及びて之を各主要なる電信局

に配し以て餘ろゝ其適否如何を試むべし凡上の妨む所の下之より甚しき者なり逓信省に於て率先自轉車を利用せバ之れに倣ひて社會一般乗用をるに至り電信局が第二回の脚夫を募集するに及んでハ故きらに之に傳習せざるも熟練者ハ續々進んて其採用あらんことを志願するふ至る可し果して然らば我逓信省に於て自轉車を用ひると否とハ特リ郵便電報送達の遲速如何に關するのみならモ抑亦社會全般に自轉車の流行を促その利あり

#### 第五章 廉人力車論

凡便利の爲めに合理如何を顧みるに違なく不正理不道徳の事物行はれて永く風俗を亂り社會を汚すこと古今一にして足らず奴隸賣買の如き娼妓營業の如き蓄宴公行の如き蓋し其的例たり而して我邦人力車の流行せる其非理不道にして風俗を壞り國家を辱しむるに至りてハ決して夫の奴隸娼妓及び蓄宴に讓らざるあり而して余の廉人力車論を唱へて自轉車を社會公衆よ推薦をる亦已むを得ざるに出づるのみ

抑々人力車ハ明治四年始めて世よ顯ハれ爾來日よ其數を倍し遂に其流行今日の如きに至きり當時動もをれば其賤業を厭へ辯難攻撃する者あきにあらぞと雖も是唯其一時に止まりて後ち復た啄を容るゝ者あく釈用の久しき上下一般の風となり其賤業にして且不正なるを忘れたる者の如し故に初め人力車に對して非難したる者猶ほ且之れに乗りて顧みざるに至れり試に一瞥すれば人心を支配をる

宗教家風教を徳化する教育家哲理を唱道する著述家及び社會改良を自任する操觚家と稱する者も意氣揚々白晝車夫を叱咤して慚ざるに寶るに實は本邦現在の狀況あり車輪の製蓋し上古に創まり爾來數千年襲用し承るも其之を輶く者を以て牛馬は限りたるは古今一揆東西符節を合したるが如し偶ま人の之を輶くことあるも貨物を載せて負戴に代ふるのみ夫の閔子騫及び江革の赤貧爲すなく父母を車に載せたると初花の嬖者勝五郎を輶きたるハ古來和漢史乗の二幅對とも謂くして至孝貞節の情已むを得ざるふ出でたりしのみ之を外にしてハ古昔より明治年代の今日ふ至るまで未だ曾て人の人に鞭て車に乗り人の人を載せて輶しことあるを聞かむ但二十三世紀西歷千七百年代佛國の華美を極

むるに方りてや巴里は於て人力車行ひきしことありと雖も輿論の制裁に因りて忽ち迹を絶ちしと云ふ

古ハ蒙昧野蠻にして文物開けず教化行へれど奴隸制度當時人民のは認する所にして未だ人權の何たるを辨識せず雖も猶且人を以て純然たる牛馬に代用せしことあし然るに本邦特リ明治の昭代に之あるを見る豈其便利に眩惑せられて不正理不道德あるを顧みるに違あらざるか抑將た其非理を論究する人ふきか之を例せば猶彼米國の文明にして而かも奴隸を使用し永く廢ること能ひざりしが如し然れども北州の民一たび其非理を鳴して正義を唱ふるや遂ふ之を干戈に訴へて奴隸廢止の實効を奏せしに蓋し千古の美舉と謂ふべし是より先き歐米に於て奴隸廢止

の爲めよ書を著して輿論に訴ふる者一生を擧げて法律研究に委ぬる者資金を募りて會社を設立したる者陸續踵を接して遂り起に北米合衆國政府ハ廢奴に關志たる建議一歳間十一萬通の多きを見るに及べり歐洲諸國政府にてハ或ハ黒奴の輸送を禁し或ハ殖民地ふ於て黒奴の苛役を緩め或ハ廢奴を令したり斯く廢奴説の盛なる所以豈他あらんや唯中心より奴隸を憫むの情切あると人類を以て牛馬に換ふる非理なるを悟るよ因る本邦現在の車夫ハ猶歐米の奴隸に於ける如し之を賣買すると否らざるとの差こそあれ人類を牛馬視するに至りてハ毫も異ある所なし然らば則ち人力車營業を廢し隨ひて人力車夫を救ふの道を講ずるハ豈國家務むべきの急にあらずや

人或ハ曰く車夫を役せるハ猶家に在りて僕婢を雇ひ船に搭して舟子を煩し馬車に乗りて馭者を用ふる如く唯金錢を以て其勞を買ふに止まり夫の奴隸の如く人間の權理自由を剝奪そると同日の論に非ぞ故に車夫を雇ひて人力車に乗るハ啻に道徳を傷らざるのみならぞ寧ろ乗者の人力車夫の花客として車夫を利せる者ふりと道徳上果して然るや否や爰に辯せを暫く數百歩を譲り或者の言一理あるとするも或者尚之を感情に訴へて忍ふや否苟も殘忍刻薄の無情莫たらよあらざるよりハ同等の人類を役して己恬然乗車せる者あらんや然るに西洋人の本邦に來りて人力車に乗るハ彼れ我人種を劣等視するの極車夫に對して同情を表せざるのみ本邦人の人力車に對し哀れ氣の毒てふ

同情を表せざるに未だ四海兄弟の觀念を有せざるに因るのみ若し四海兄弟の觀念吾人の腦裏ふ印象せば假令人力車に乗らんと欲モるも能ハさるなり爰に人ありたとひ体疲れ足痛むと雖も誰れも忍んで其子弟及び妻妾を役して車を輓しむる者にあかるべし若し之を子弟妻妾に忍ぶ者あらば人將々之を何とか謂ヘん幸ひに法律の爲めに問られざるも恐くハ筆誅辭難並び迫りて人間に齒モる能ハさるべし余一念是ニ及んで特に怪訝に堪へざるニ豈宗教家の人力車に乗る是れあり。

抑佛者ハ慈悲と云ひ衆生恩と云ひ耶蘇教徒ハ愛と云ひ教世と云ひ自稱して鹽と云ひ光と云ひ同胞相稱して兄弟姉妹と云ふ一視同仁彼我無差別の論天下豈之れに勝る者あらんや然り而して耶蘇教徒及び佛者の行爲之に反モ知らそ所謂慈悲衆生恩の觀念兄弟姉妹の同情果して安くてかる在る世俗の車夫に忍ぶ骨肉にあらされば兄弟姉妹と念はざるあり一家族よあらされば衆生同視せざるに因ると雖も夫の口能く之を稱して行及バざる者自顧みて慚るなきか昔者米國に耶蘇教徒より成る弘教會ある者あり會員中奴隸を所有し其苛役によりて得る所の収入金を以て弘教會費に充てたるもの多しと云ふを聞かバ人皆其愚を笑いん然れども今日尚一層輪郭せる怪事あるを奈何せん則ち耶蘇教徒の安息日人力車に乗りて教會堂に詣るなり教育家の人力車夫を走らして學校に昇り德育を講ずるなり知らモ世人ハ後者の前者に於る其事体異ある所ありとあ

をや否

惟ふに所謂宣教師ある者ハ耶穌教徒中に在りてハ學識徳望共に抜群の人物ならん而して其歐米より派遣せられて本邦に來り住せる者前後幾百千人なるを知らずと雖も真成に愛を盡し徳義を重んせる者果して幾人ある曹て車夫の賤業を嘲ける者あるも未だ之れが廢止論を唱ふる者あらを彼れ啻に廢止論を唱へさるのみならず躬親から人力車に駕して顧みず揚々として閭里街頭を通過せるハ獨り何の心ぞや曾て新潟に米國の一宣教師あり年齒既に六十合衆國にありてハ屈指の人物なりと稱は彼一日夫妻相携さへて人力車より駕し市中を通行を時に車夫誤りて蹶き倒れ老婦を車より落せしめバ老父怒りに堪へ坐教を以て

車夫を殴打モと云ふ是等のことハ市井無類の徒もあざゝ所なり豈宗教家に有るべきの行爲ならんや我紀元二千年代歐羅巴に於て非奴隸制廢論盛んに行はれ爲めに白哲人種限りハ之れを奴隸にモるの非なるを是認せしも他人の問ふ所ハあらモとほるもの、如く依然黒人種を奴隸とあし歐洲に於て白奴將さにその迹を絶んとするに臨み白人ハ亞米利加に移住せるもの公然黒奴を土地開拓等の業に役し爾來黒奴の使用益々盛にして毎年數萬の黒人を亞弗利加より亞米利加に輸送モる事とハあれり由是觀之耶穌教徒の所謂愛隣説四海兄弟論ハ唯白哲人種にのみ限れりと誤認するにハ非ざるあきか然れども廢奴説已ヨ其實効を奏し今ハ米國に於て黒奴迹を絶ちしハ尚我邦よりて

一種の奴隸あり歐米に在りて曾て廢奴説を主張したるふも拘へらず本邦より来りてい猶車夫を馳驅して憚らむ彼已に黒奴を人類視するも未だ我車夫を人類視せざる歟其情許をべからむと雖も要するも日本人自ら遠くの侮にして深く外人を咎むるふ足りざるなり明治初年英佛人社を結んで人力車を支那香港に輸出したりしが時に之を輶きさる者ハ白人にあらむして蒙古人種あり近者復た英人の人力車を英國に輸送せんとする者ありしかば或者之に貴下人力車を貴國に齎らして之を誰れに輶めしむるかと問ひしよ彼冷笑を帶びて日本人を雇ふべしと云ひしど噫我國民の侮辱を受くる一に此よ至る慷慨嘆ふ堪へざるあり一車夫の殴打凌辱を受るハ則ち日本人の殴打凌辱を受る

あり車夫等の奴隸視せらるゝ則日本人の奴隸視せらるゝあり爰に一家族あらん中に就て一人他家の奴と爲りて苦役に服し叱咤苛虐の裏に呻吟をと聞クば之が兄弟姉妹たる者忍んで傍観坐視するの理なし而して吾人の車夫に於る亦同一理たるを知らば夫の揚々晏車に御する者思半よ過ぎん

之を經濟に訴へんか人力車營業ハ供給系に属せをして全く分配系に属し毫も生産的の勞働ハあらむ抑分配系の供給系及び督制系に於ける隱然鼎立の勢を爲し社會一日も偏廢をべからずと雖も其費す處多きに反して得る所寡きハ固より社會經濟の許す所あらす然り而して漁船漁車及び馬車の運輸事業に於る其所得人力車營業の比にあら

さるハ少時間少人數の力を以て一回に多數の人畜貨物を輸送し得るにあり就中馬車よりハ漁車櫓舟より帆船帆船よりハ漁船の利益多きハ愈々人力を省きて愈々多量の運輸に適するに因る之に反して人力車ハ一車夫を以て僅に一乗客を輶くに止まり乗じハ二人乗用車輛なきにあらずと雖も長途旅行中少しく急を要するか若くハ行路難あれバ車夫二人の力にて乗客一人を載せ所謂「二人輶」を爲モヨ至りてハ不經濟も亦甚しと謂ふべし

夫れ郵便事業の電信事業に比して其利益多きハ一夫の力能く同時に幾多の書信を送達し得るが爲めにあらずや若し郵便にして一封書ある毎に一脚夫を發走るが如き事あらば誰か其愚として不經濟なるを笑らハさらん而して一

車夫の一乗客を輶く其理之と同一なり吁々人力車夫の終生役々膏血を流して尚妻子を養ふに足らざる亦已むを得ざるなり

人力車營業ハ車夫彼自身の不利益を極むるのみならず抑亦國家の經濟を誤れり何となれば一乗客加ふる每ふ一車夫の増員を要し明治十八年の統計にハ全國人力車輛の數十六萬六千五百八十八輛同十九年又ハ十七萬六千二百七十八輛同廿年にハ十九萬八百十九輛に達したり而して本年一月の調査は據きハ東京府のみにても車夫四萬三千八百八十人の多きあり余未だ明治廿一年以降に備る全國人力車輛の統計を見そと雖も今日ふ及んでハ少くも二十萬に下らざる可し然り而して社會三系統中人員甲よ増せば乙若

く内に減るの數理上賭易きの事なれば斯く分配系に増員たるに則ち正しく他の系統に減員したる所以に之て就中車夫の出處の大抵之を供給系は仰がざることあり惟ふに維新前後の雲助折助は早已に老廢に歸しぬ現在の車夫たる者木挽大工左官及び日雇人等のあらされば農夫漁者より轉業し采らさるになし故に現在二十萬の車夫あるに則ち供給系中二十萬の生産労働者を減したるなり一夫終歲農業に從事する時に獨力にて少くも四斗四升入二十五俵の米穀を収穫を故に此の割合を依りて計算する時わ假に二十萬の車夫を悉く農業に服するとせば日本國內一ヶ年五百萬俵の生産物を出そあり一俵金三圓と見積り此計金千五百万圓の富を増加するあり是全く無中有を生

そる者にして廢人力車論の實行の富國第一の策と謂ふも過稱みあらざるべし。

或者謂く國土田園限りあり之に要する農夫亦已に充足せり故に二十万の車夫其業を廢それば更に爲そべきの勞働あく爲めに餓死する者あるに至るべしと然りと雖も日本全國豈更に犁鋤を下そべきの餘地なからんや不毛の山不收の野及び不掘の礦穴到る處之れ無きになく空しく遺剝を放擲して外人をして垂涎せしむるにあらざや殊に北海道の天府沃肥の地にして山に鑄海の煮土地餘ありて人足りを二十万の車夫を擧げて斯一道に移住するも尚其の一隅を充すに足らず因て明治廿年の調査に係る畿内及び各道に於ける人口疎密の統計を左に掲げて吾言の虚あらざ

るを明モ

面積

人員 方一里ニ付人員

面積 里

畿内	四四五、五九	二、三九七、八六一	五、三八一
東海道	二、六五八、八〇	八、九四一、三三一	三、三六三
東山道	二、六〇二、六七	四、〇〇一、二五四	一、五三七
舊興羽	四、二四七、二三	四、二〇五、二六四	九九〇
北陸道	一、五五七、七九	三、六八一、八五四	二、三三四
山陰道	一〇八七、六六	一、七六一、五〇三	一、六二〇
山陽道	一、五七〇、二七	三、九八八、〇四二	一、五四〇
南海道	一、五六一、七八	三、五〇〇、三二〇	二、二四〇
西海道	二、六一七、五四	五、五八二、七三八	二、一三三

北海道	六〇九五、三六	二三九、八六六	三九
爾餘諸小島略表			

北海道ハ十一國八十一郡實ニ六千九十五方里面積の廣き全國諸道比類なし而して其人口を問ヘバ纔かに廿三万九千八百六十六人方一里三十九人に過ぎモ之を爾餘諸道の人口に比それバ其稀疎寥々たる晨星に異あらず我政府夙に屯田兵を設け毎年幾多の士族を移住せしめらるゝ士族其人の爲め國家の爲め一舉兩得の至計たりと雖も天下の窮民にして保護をべき者豈特リ士族のみあらんや別に自ら救助をべき者ありて存せり唯士たとひ恒産あるも猶一縷の恒心あり爾餘窮氓の徒全國ニ偏く恒産恒心並び失して法度の外に棄て赭衣鉄鎖徒らに地方税の蠹たるにあ

らされば自ら甘んじて牛馬に伍し人力車夫となる者歲に其數を倍そ國家豈に默止すべんや余の政府が一法令の下に人力車營業を禁止すると同時に二十万の車夫を保護して人跡荒落の野より移住せしめられんこと期望の至りに堪へず

或者又謂く人力車を廢するゝ固より一利あきにあらずと雖も之が爲め時間の不經濟亦た貲られどと然れども邦俗甚だ時間を貴重せを隨ひて時間の約束を確守せざるゝ社會其弊に堪さる所なり故よ世俗の人力車に乗るゝ時間を惜むより寧ろ安逸を偷むにあり若し真成に時間を惜まば人力車より寧ろ自轉車の輕快迅速あるゝ孰若きぞや苟も人力車を廢止せば特リ自轉車の流行を促すのみあら

を抑も又馬車營業を勵も足る或者尚ほ廢人力車を以て時間の不經濟とあそか

之を衛生よ訴へんう凡そ數品を弄する者の臆算に拙あく文字を知る者記憶ふ弱きゝ心理上免きざる所あるが生理の猶心理の如く蝙蝠傘行はれて中暑多く眼鏡用ひられて眼病患者増し襟巻及び呼吸器ありて咽喉病益々加ハりたり由是觀之爾來吾人の脚力軟弱を極めたる所以人力車の流行に職由もるや明かあり之を統計に徴するに脚氣患者口勞力社會に鮮くして畫生學者官吏輩に多きに蓋し幾多の原因あるべしと雖も要するに脚力勞逸の如何に歸せり昔者封建の時代にハ苟も男兒たる者少なくも日に十數里程ふ堪する健脚を有せしが今ハ則ち否らず故に人力車の

流行の實に吾人の脚力を減殺したりと言ふも決して誣言にあらず左を是尚忍ぶべし別ふ一の忍ぶべからざるれ車夫其者の生命短縮はあり凡人力車夫の下脚の諸病及び心臓病を患ひ或へ吐血喀血脳充血等に罹りて頗死を致をハ往々吾人の見聞する所として敢て疑を容れど雖も概して其生命短縮を唱ふるに至りてハ医家尚或へ之を首肯せむ故に之れが証明をなさんと欲し公私間多方手を盡して職業別生命統計を求めたりと雖も尚得るに由あし蓋し本邦未だ其調査あらさる者の如し因りて不本意ながら英國戸籍局長ドクトルウヰリアムオーグルが西暦千八百八十五年の調査に係る廿五歳より六十五歳に至る職業別死亡數を左に掲ぐ

一千人につき一ヶ年（明治廿三年六月 死者者平均割合 十一日官報抜抄）	
全國人員	三五、三七
同就業者	三四、五四
同不就業者	六八、六三
車夫	四五、五二
屠獸者	四一、一四
醫師	三九、六〇
裁縫職	三七、二〇
菓物野菜商	三六、六一
煙草零賣商	三四、六〇
魚鳥商	三五、七四
建工彫刻師	三六、六一
靴製造師	三四、九八
小店商人	三三、四六
三〇、三五	三二、六七
四六、八九	四七、一七
五二、二二	五四、四四
五五、二七	五五、二七
菓物商	六五、六九
烟突掃除人	七七、九三
脚夫運搬人	六八、六三
街頭商行商	七七、九三
旅館傭人	酒肆及
取合馬車	旅館傭人
乗合馬車	脚夫運搬人
音樂師	同上
理髮者	同上
代言人	同上

大工職指物職 二九、五一

海濱漁夫 二八、〇六

小作人牧羊者 二二、六二

木挽職 二一、二〇

書肆紙商 二九、一〇  
學校教員 二六、二五

園丁培苗園丁 二一、七一  
二〇、五七

僧侶 二〇、五七

右表中二三職業家の死亡數多きハ蓋し特種の原因なるべしと雖も之に次て最も多きハ脚夫運搬人夜番人取者とをモ而して車夫ハ人力車夫に非き琵琶之れを我車夫に比較モる能ハキ而して我人力車夫の勞働ハ脚夫運搬人夜番人及び取者より尚一層過激あるハ内外人の共々承認する所あり然るに脚夫運搬人夜番人及び取者等の死亡數斯くの如く多きを觀れば我人力車夫の死亡數之れに倍蓰也るや明けし一夫其所を得ざるも志士仁人ハ身を殺して之を拯

ふ况んや二十萬車夫の夭折に於てをや夫れ刑餘の人ハ社會之れと齒もるを耻つると雖も猶出獄人保護會の如きものを設立して之れが救濟を謀るあり况んや本來無辜の車夫に於てをや

以上三段落道德に訴へ經濟に考へ衛生ニ徵シ以て廢人力車論を唱ひたり要政府に對して之れが禁制を祈り社會に對してこれが廢止を望むのみ近者社會道德大に進み爲めに廢娼論ハ天下の輿論となり猥褻ある繪畫及び小説等凡そ風俗を壞るものハ擧げて法令の禁る所とあるこれに次で起るものハ廢人力車論にあらずして何ぞ聞く神奈川縣にてハ明治廿二年的地方議會に於て人力車稅を廢したりと議會がこれに重稅を課して禁止策を取らざるに

至りてハ少しく遺憾あき能いをと雖とも其人力車夫を恤むに至りてハ實に神奈川縣會の面目と云ふべし横濱ハ外人輜輶の地なれば車夫ハ外人の爲めに凌辱せらるゝとも必らず甚だしく又た隨ひて横濱人士ハ車夫を恤むの情も他に比して一層切あるものあらん既に之を恤むの仁心あれバ自然乗車に忍ひさるの同情生モるや疑ひなし惟ふよ本邦に於て率先廢人力車の實を擧るもの其神奈川縣に在る歟

石川縣ハ二三年來自轉車大に流行せしが此機ふ乘して愈々益々之を獎勵せバ人力車ハ忽ち自滅に歸じたるあらん然るに石川縣會に於ての計此に出てぞ自轉車一輛に付き金壹圓の課稅をあし以て其流行を妨碍したりと云ふ果も

て然りとせば余ハ其の無遠慮に一驚を喫せざるを得ず然れども逐事追ふべからず唯他縣に復た此事なきを望むのみ

曾て相州小田原より熱海に達する數里間人力車鐵道敷設を計画して政府に出願したる者ありじも政府ハ之を許可せざりしと云ふ果して然ルバ人力車公行ハ蓋し政府の本意にあらざるや知るべし在野有識の士亦人力車を厭ふ者あきに非モ日本社會に於て人力車地を掃ふに至るを見る蓋し遠きにあらざるべし肩輿の人力車と人力車の自轉車と勢兩立をべからず見よや肩輿已に人力車のために廢れたるぞ人力車豈自轉車の爲めに亡ひざらめや

## 第六章 自轉車會組織

顧るに人力車の流行の頗る道路の改良を促し夫の險を夷  
うば凹を埋め或は陸道を設くる等大抵人力車通行の便を  
謀るゝ出づ而して自轉車の輕快あるハ人力車の比にあら  
きして道路の平坦を要ることも亦人力車の比にあらず  
故に自轉車を獎勵するハ即一層道路の改良を促を所以あ  
らん歟然れども若し今日の如く自轉車をして唯都下競技  
子及び好事家の玩具に委せしめバ自轉車ハ永く一場の遊  
戯にして已まんのみ之を社會一般に流行せしめて其利用  
を企てんより衆力を合同して幾多の妨害を排除せざるべ  
からむ衆力を合同せるの方一にして足らをと雖も同志相  
集りて結社會合モるに若くハあし因て今左に其設置準則  
を掲げて乗者の參集と資を

#### 自轉車運動會規則綱領

- 第一條 本會ハ左の目的を達する爲め之を組織す  
自轉車を諸般の要務に利用する事
- 自轉車乗方を獎勵して人力車を廢止する事
- 自轉車機械の改良を圖る事
- 道路の改良を促す事
- 体育に資する事
- 獨立自助の精神を發達する事
- 第二條 會費ハ會員より募集すべし
- 第三條 本會ハ生徒を募集し乗方を教授することあるべし
- 第四條 會員ハ一定の會場に於て隨意乗車するを得
- 第五條 本會ハ毎年數回長途競争を催し優等者に賞典を

付與を

但し競争會より會員外の者と雖も會員と共に競争するを得

第六條本會の會員名譽會員より組織を

但し本會に對し特別の保護裨益を與ふる者を名譽會員となし之れに特別の待遇を爲モ

第七條本會役員の會長副會長各一名幹事書記數名とモ

但し幹事以上は公撰し書記の會長之を指命モ

第八條本會は他の自轉車運動會と氣脈を通じ衆力を合同

して第一條の目的を達するを勉むベシ

英國に於て自轉車流行の運に達したるは全く結社會合の力に由れり因て左に同國に於ける合同國民自轉車會の一

班を記せん

英國は於て自轉車の流行を極めたるは甚だ速にして此間幾多の障礙に遭遇せり而して今を距る二十二年前國內有名ある數多の自轉車會一致團結して聯合國民自轉車會ある者を興したり本會は各地方自轉車會より會員に應じて數多の委員を出し其委員中より理事者を撰舉して該會の事務を掌らしむ其之に要する一切の費用は會員の負擔に保れし該會の目的は曾て遭遇せる幾多の障碍を排除し乗者の爲めに諸般の利益を謀るにあり而して理事者ハ官衙と直接なる關係を有し會則を規定して支會に廻付し又ハ遠行乗者の爲めに丘陵の所在等を通知し而して道路險惡ある時ハ該會に於てこれが脩理を爲モことあり抑會員外

の者と雖も今に乗者愉快に競起せるを得るに至りしり全く該會の餘澤に歸せり該會に嚴肅なる規約を定め毎年一兩度大に競爭會を催し會員外の者と相混同して輸贏を鬪ひせり

又英京龍動に於て別に旅行の爲に組織しさる自轉車會あり會員に何處の市府に於ても大抵定宿ありて頗る便利を占む宿料額は豫め該會と旅舎との規約によりて定まり又會員中より委員を撰み道路の良否及び旅行に要用ある報告を爲さしむ會員の總數既に二萬人以上に及び其被服は自然灰白色を用ひる習慣を成せりと云ふ

#### 第七章 自轉車機械

自轉車の精粗良否一あらむ隨て價に高下の差等あること

甚しく上等の品は壹輛五十圓乃至百五十圓にして斯る機械にて總て銅鉄より成り鍛毛るニツケルを以てモ且脊骨及び輪叉等の内部は皆空虚にして頗る軽く且堅牢を極め把手ハ黒檀象牙若くは水牛にて製シ以て手掌に熱の生まるを防き鞍下にハ彈金を附して震動を和げ輪の周圍ハ凹にして丸く太き護謨を箱め高低不平坦の道路をも靜かに通過するを得せしむ車輪回轉の摩擦を省きて進行を迅速ならしむる爲め車脳内部若くは輪叉の極端に數個の玉を通じて丸く太き護謨を箱め高低不平坦の道路をも靜かに車脳と車軸との間より適宜に油を注き得る以て玉入機械の自轉車ハ回轉モるに脚力を勞ること最も少なくして速力最も強し脊骨下に於る輪の外部より輪の周圍に於

第一安全二輪車乗用の圖



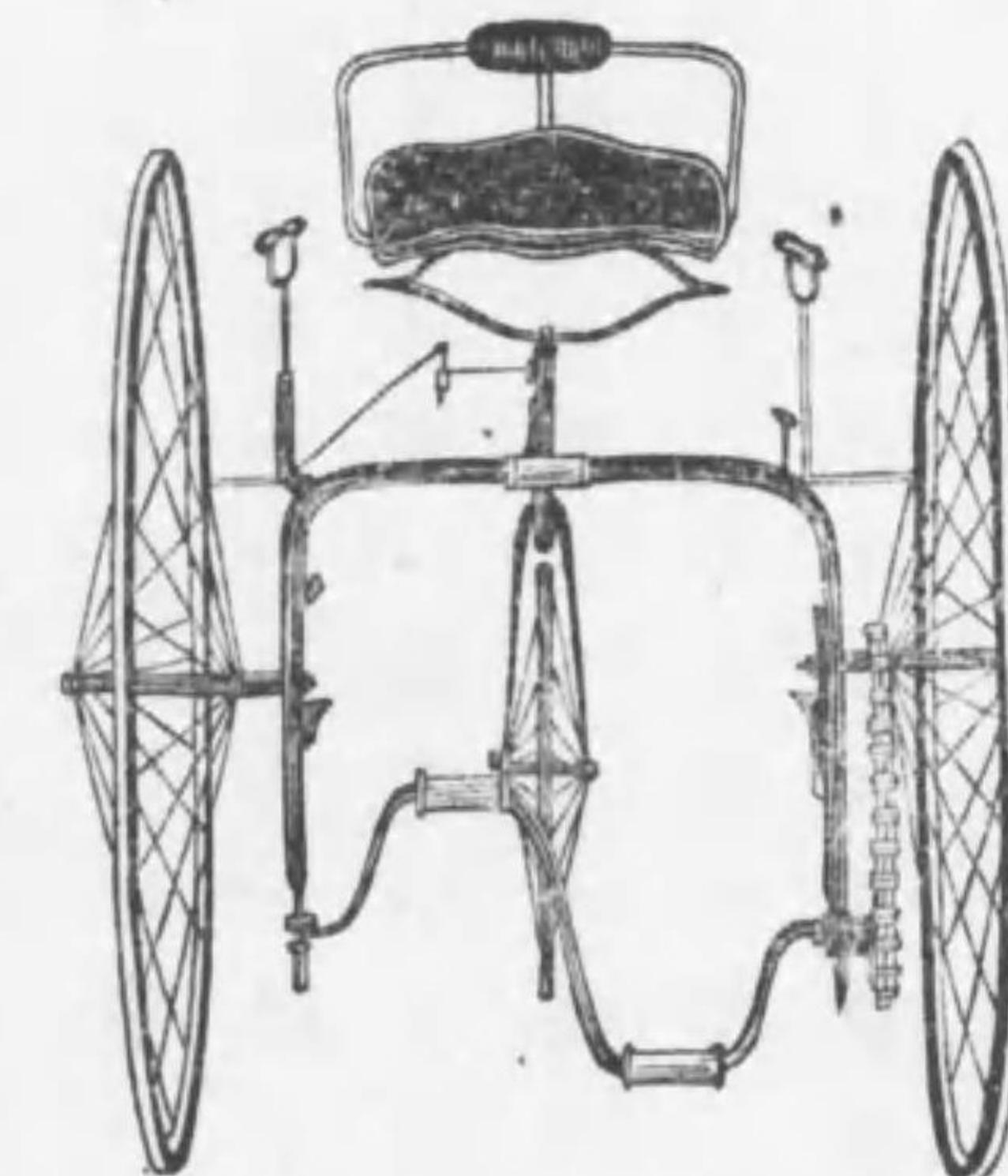
七十二

る泥土を避る裝置をあせり把手に附け警鈴を附し隨時之を鳴して路人に注意を與へり英國の或る地方よ於てハ法律上警鈴ハ必ず用ひさるへうらモと云ふ又点燈あり其裝置二様として三輪車及

び低き二輪車より之を把手の前即頭輪叉ふ懸け高き二輪車に之を車軸に懸くるを常とぞ此外轉螺挺矯輪線器油罐等の附屬品及び附屬品入革囊荷物入革囊あり初め自轉車の製造甚だ單一たりしこと既に總論に記したり爾後幾多の改良を經て輓近に至り一大改良とも謂ふべきハ則第一圖安全二輪車に於ける齒輪の發明是あり圖の如く齒輪を後輪の軸輪たりに連ね此齒輪に鉄紐及び足掛を裝置したる趣向あり乗者鞍に跨れば兩脚足掛に直下そるを以て身體の重量自然之に加へる爲め強て脚力を勞するに及ばず加之からず左右各一踏にて前後の兩輪ハ二回轉くるなり例へば直徑三尺の輪を左に一文八尺八寸強進行す故

七十三

圖車輪三用女貴士紳二第

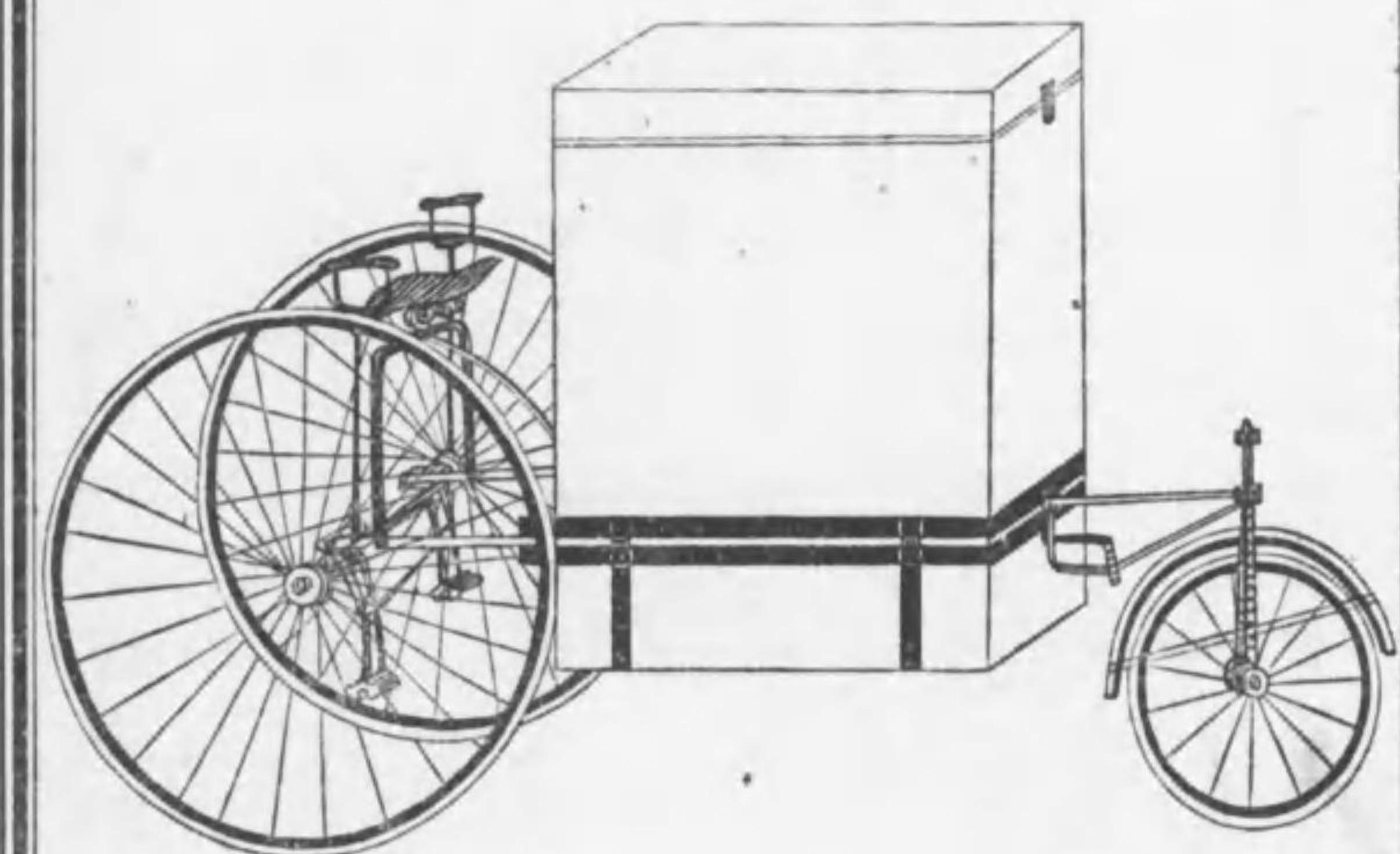


に兩脚の踏み方甚だ餘かよし  
車輪の回轉頗る頻あり而して  
此種の低き二輪車に上車下車  
共に容易にして險惡の途群集  
の間を通行するも絶にて危險  
の虞おく真よ安全車たるに背  
かさるあり

第二圖紳士貴女用三輪車の鞍  
に跨るを要せむ恰も椅子に倚  
りたるが如き姿勢を以て之に  
乗り兩足の風琴の踏板を踏む  
か如く左右更る々々餘かよ其踏板を壓するあり而して右

手の把手の後方の小輪即柄に聯絡するが故に把手の動か  
し方によりて左右何にも方向を定めて前進若くハ回避を  
得るを得るハ猶舟の楫に於る如し左の把手ハ則隨意車輪の  
回轉を止むる趣向なり鞍ハ乗者の身長に應して適宜に上  
下せるを得而して足掛を踏むに力を要せざるハ安全二輪  
車の如し加之のみあらま乗方容易にして他の三輪車ビニ  
輪車の如く困難あらむ纔かよ一二日間乗用して柄の取方  
を會得するに止るのみ真よ輕便無比の晏車なり肉食の君子深閨の佳人一たび之に駕せハ健康旧に倍蓰せん別に二  
人乗用三輪車あり前方兩輪の間ニツの鞍及び足掛並列  
して二人の乗用に適モ但し二人の力にて一車を回轉モる  
に因り勞少くして速力殊に強しとモ(圖略を)

圖車輪三用信遞及業商三第



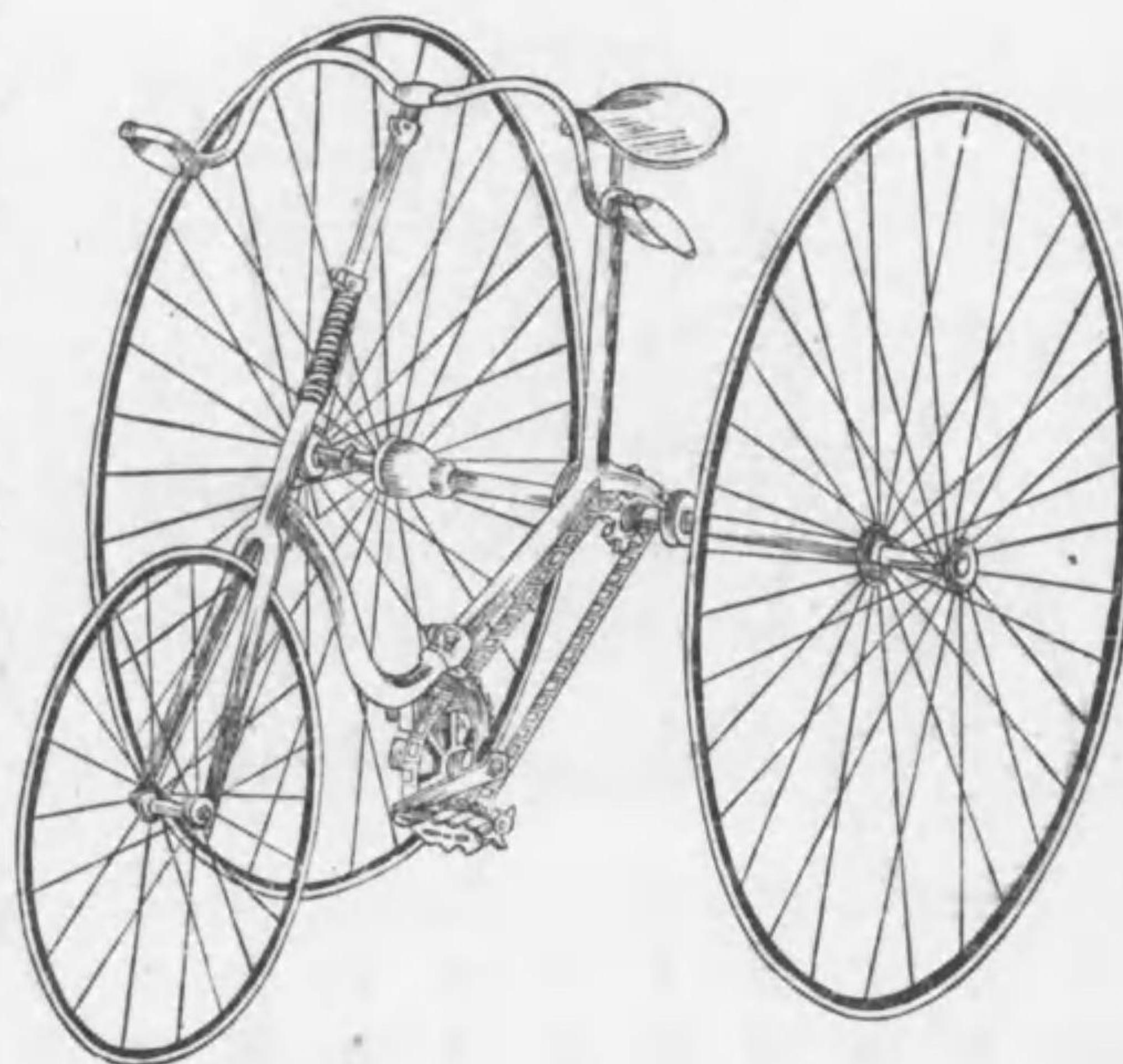
第三圖商業及び遞信用三輪車ハ其構造及び乗方第二圖と同ト趣向にして唯前輪と後輪の間を隔て此處に荷物を載せる装置をあせり故に郵便脚夫行商人等之を用ふれば殊に便利を極むと謂ふべし

新形三輪車ハ其構造第四圖の如く十分改良を加へたる者にして一回轉毎に一丈八尺にして一時間六里の速力

を有モ凡此種の三輪車ハ前輪ハ即楫ふして之を以て自在に方向を取る者とモ

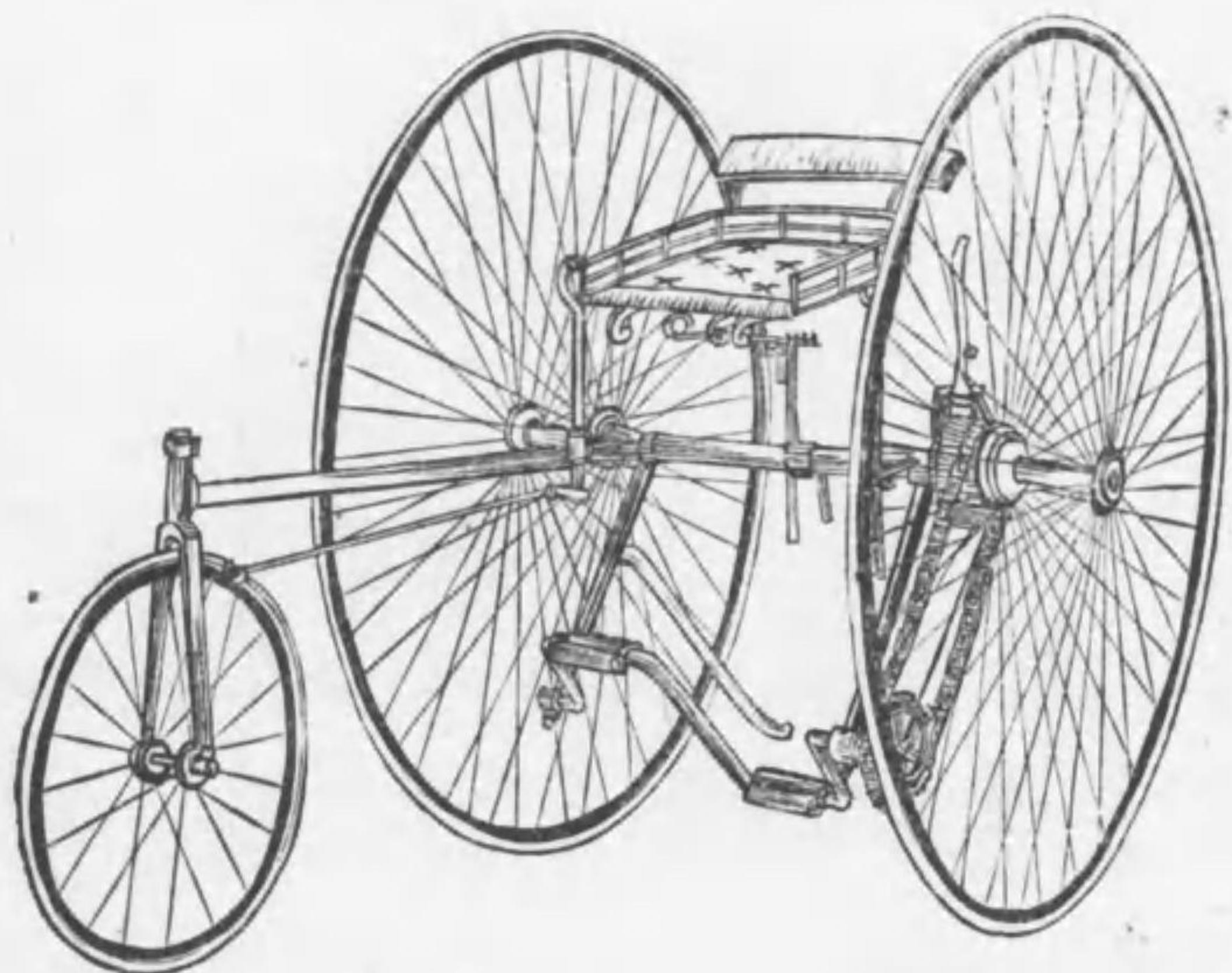
婦人用アイデヤル三輪車ハ第五圖紳士貴女用三輪車と同様にして唯小輪即楫の前にあるを異ありとモ之を故に右方に付したるハ兩脚を分て之に跨るを恐れ且乗車下車の際楫其輪に觸るゝを避るにあり

圖車輪三形新四第



れ且乗車下車の際楫其輪に觸るゝを避るにあり

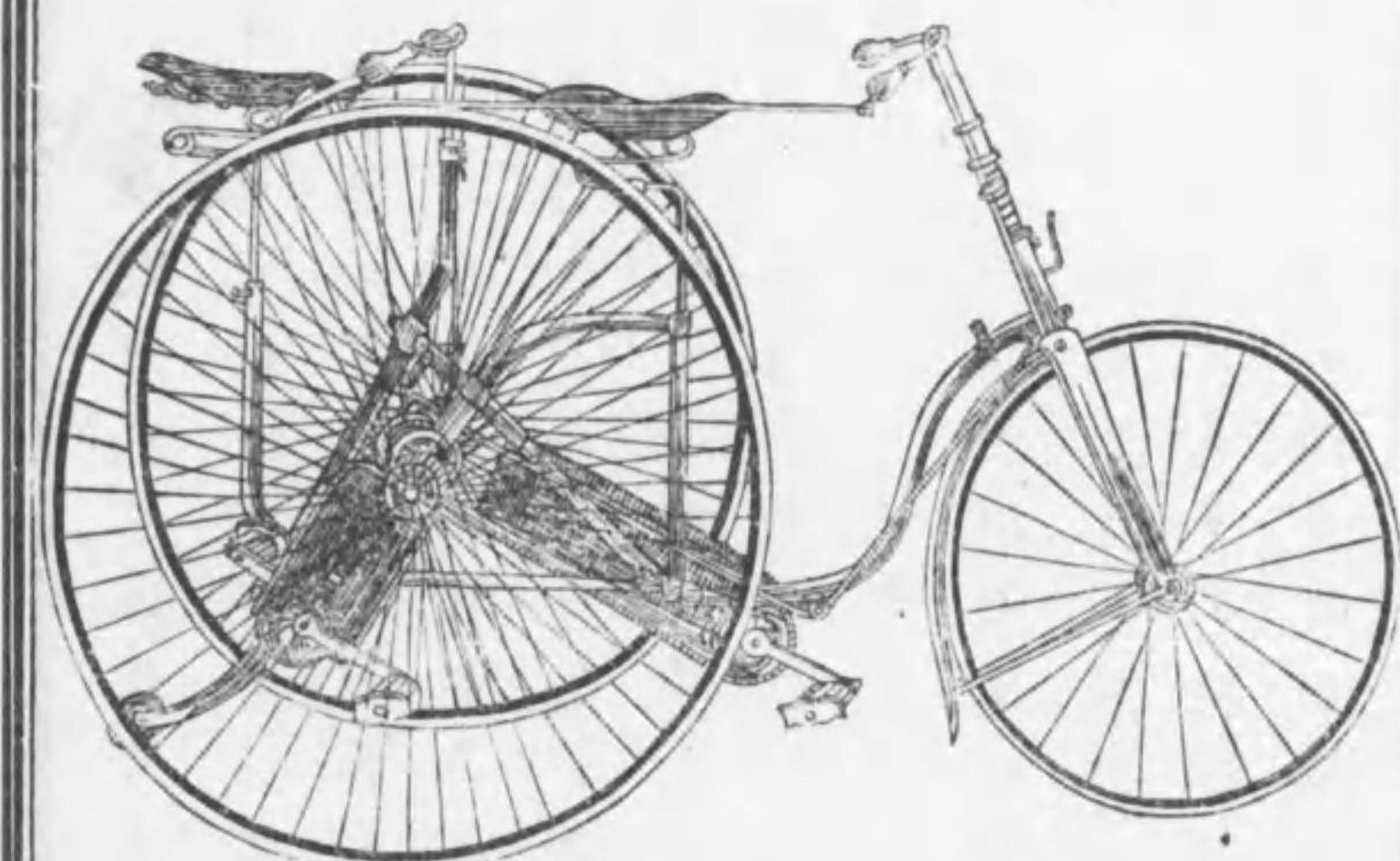
圖車輪三形ルヤディア用人婦五第



二人乗タンデム形三輪車ハ  
第六圖の如く其構造アイデ  
ヤル形に同しく唯鞍把手及  
び足掛を二重にして前後二  
人の乗用に適まるを異あり  
とを余謂らく此種の自轉車  
ハ後輪の間を人力車の如く  
小車し車夫ハ前に乗りて回  
轉の勞を取り以て乗客を載  
するの便に供せハ廢人力車  
の實を擧ること一層容易な  
るべし又少しく意匠を凝し

て工夫せば跋者乗用の自轉車を製し跋者鞍上箕坐したる  
儘兩手にて車輪を回轉し進行することも亦難きにあらさ  
るふり唯器械學者の一考案あらんことを望むのみ  
以上ハ精巧なる機械構造の一端あり初進者の演習用に供  
し又ハ郊外數里間の往復に充るにハ強ち總銅鉄製の上等  
品にあらさるも車輪ハ木製にて足より木製輪ハ其周圍に  
鉄を籍むるのみにて護謨を用ひ此種の車ハ壹輛五圓乃  
至十圓にて輒そく購求し得ベシ木製輪の自轉車ハ尋常の  
鍛工にても之に摸形若くハ圓を與ふれば容易に製造し得  
るなり余新潟に於て試に二三輛製造せしめたるに一輛五  
圓乃至八圓にてありし物價低落の地方にてハ一輛五圓以  
下ある可し石川縣金澤ハ兩三年以来自轉車頗に流行せし

圖車輪三形ムアンタ乗人二六第



が同市にてハ一輛最低價三四圓ありと云ふ然れども斯る廉價の木製機械ハ唯初進者の演習用及び兒童の運動用に適するに過ぎず乗者稍熟練せば更ニ上等の車輛を求めて實用に供モベシ神奈川縣横濱梶野仁之助氏の製造に係る者ハ價廉にして機械舶來製に譲ラモ壹輛三十圓余を投モレバ十分實用に適する機械を購賣し得る。

り殊に舶來製ハ往々吾人の用に適せモ一例を舉レバ舶來形ハ輪叉の頭短くして把手甚だ低きよ因リ吾人之ニ乘る時ニ上体半ば前ニ屈まさるを得モ雖も自國製の品ニ吾人の身體に適せざるなし故に同氏創業以采自轉車ハ全く外國の輸入を防きたリと云ふ而して國中又之ニ勝る自轉車製造所あるなし因て此の書載モる所の圖中七ハニ對し卷末同氏の代價表を掲げ以て乗者の便覽に供モ

#### 第八章 自轉車乗方

凡少年及ひ成人に論ふく自轉車乗方を學ぶにハ自轉車學校に入りて習練モるに若かず自轉車學校に於てハ甚だ容易に上車方及び下車方を教授し初進の者をして如何ある新奇別様の車を得るとも自在に乗用モる伎倆に達せしむ

然れども近傍に其學校の設けあらざるゝ獨習せざるを得  
べ而して初めより數人相集り相扶きて勉強するを便利な  
りとモ本邦に於ては未だ英佛等の如く自轉車學校及び練  
習所の設けあらざるあり故に若し倅自轉車營業家より到り  
勉強をるにあらざれば乗者先づ一輛車を購ひ得て多少意  
匠を費やし自ら練習せざるべからむ其乗方より最初甚だ困  
難にして一回轉も能く進行せずと雖も一旦其術を得れば  
甚だ容易にして人をして鬼轆轤神推モかと思ふしむ要モ  
るゝ入り難く達し易きものあり故に自轉車學校に入りて  
之を學バキとも少しく忍耐して朝夕一二時間づゝ勉強モ  
れバ凡一週間乃至三週間にて自由に乗り得るに至るベシ  
但三輪車にて乗り初め足の踏方を心得たる後ち二輪車に

乗るゝ正當の順序なれども若し三輪車あけきば強ち此の  
順序に拘泥せむ寧ろ初めより二輪車に乗り慣モベシ二輪  
車にて練習をれば三輪車の固より學ぶに足らず而して左  
より記載をる所ハ總て二輪車乗方に限れり

二輪車乗方を學ぶに最初第

七圖の如く低き者を選ふべし  
低き者の危険あくして能く其  
目的に達し易し機械ハ強くし  
て其鞍の乗者の足容易に足掛  
に達し又能く地面に達するた  
め十分低く且後部にあらざる  
べからむ足地面に達をきば誤りて足掛を外モとも轉倒モ



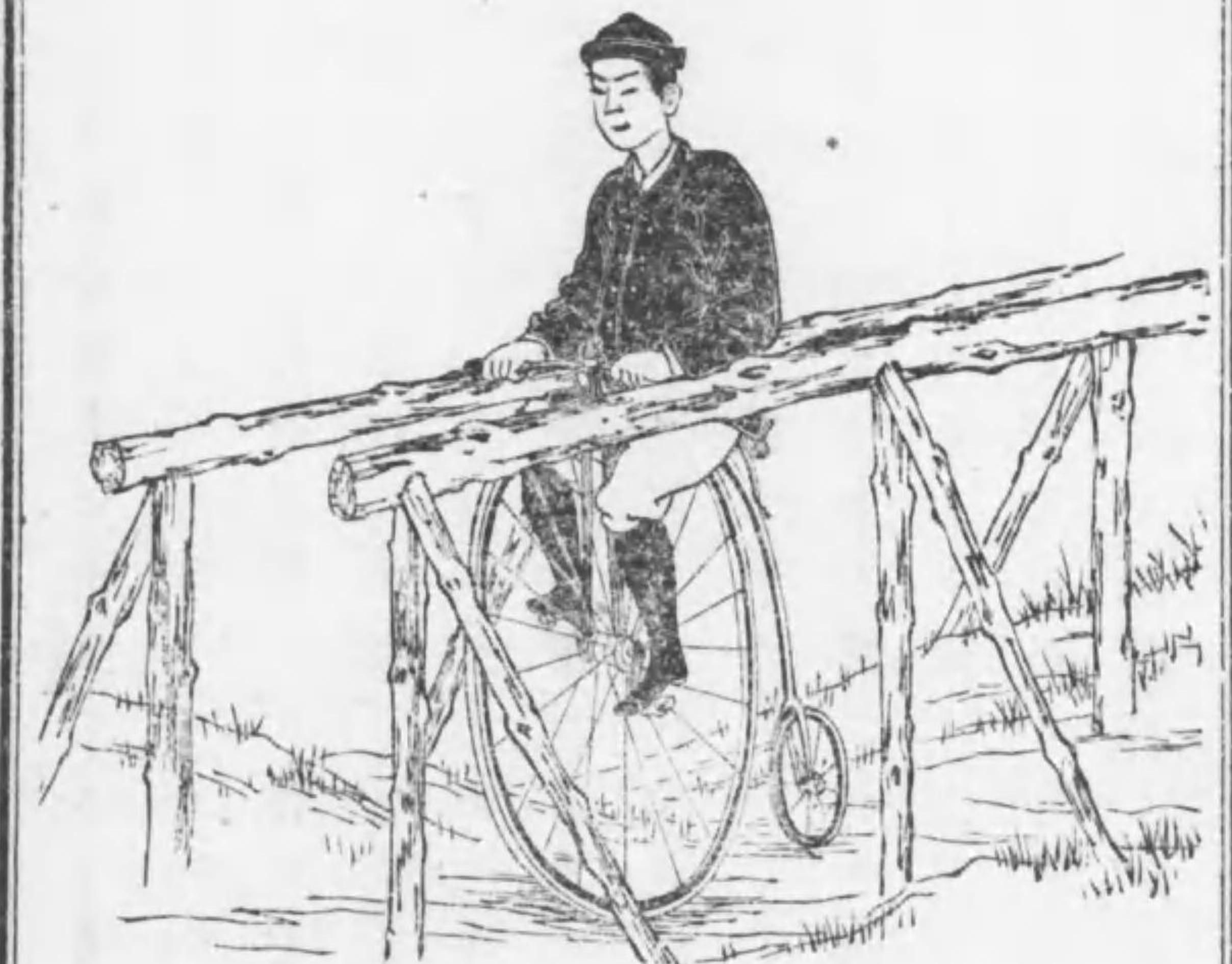
第七低き二輪車演習の圖

るの恐ろしにして把手に成るべく高くをへし乗者の足足掛の最高点に達したるときに宜しく脚力を加へて左右更る／＼踏板を壓そべし

乗者一機械を得ば宜しく平坦にして少しく勾配ある丘陵を擇び此に於て鞍に跨り兩手に強く把手を握り兩足の足掛を外し一直線に其勾配面を下るべし乗者其重心を得るより最も困難を感じるならん故に乗者ハ正しく鞍に跨り車の一方より一方に傾降せる方向に輪を回轉そべし斯くて乗者右方に跌轉せんとするとき右方の把手を引き左方に跌轉せんとするとき左方の把手を引くべし是則ち重心を得る手段にて乗者の最も困難を感じる所あり故に之を秘術と稱を苟も斯術を得ば既に乗方を得たりと謂ふ

も可あり限令倦怠の念生るとも嚴肅に注意して數百回之を復習せば遂に機械ハ左右傾向を生ぜず正しく一方に降るべし既に斯術を得ば乗者ハ更に足を足掛に載せ左右交々懸かに之を壓し右足下方に向ふ時に右方の把手を引き左足下方に向ふ時に左方の把手を引き車輪の一方に偏そるを防ぐべし是等の演習を爲そひ十分意匠を費やして車輪を回轉し急激の震動を避けざるべからず乗者安全に重力の平均を取り乗車し得るに至らハ乗者ハ更に進て高き車にて練習モるを要も高き機械ハ低き者と乗方に於て毫も異なる所なしと雖も上車方下車方に於て特に多少の練習を経ざる可らず低き機械なれば誤りて落車モるども鞍に跨りたるまゝ兩脚共に地面に達する故轉倒モるの

圖の習演車輪二き高八第



危險なしと雖も高き機械へ誤りて落車すると  
さへ往々負傷を免れむ  
故よ初めて高き機械を  
用ふるとさへ巾三尺許  
に壁間(長さへ少くも車  
輪周圍の七八倍以上あ  
れば何間<sup>ハ</sup>にても長き程  
便利なり)にて練習を  
べし其巾三尺位と限り  
たるハ機械の左右何意  
は偏向<sup>ハ</sup>そるとも乗者壁

圖の車上九第



に支へられて轉落の憂ひあきを保きる爲めなり若し巾三  
尺許の廊下あけれバ單簡に竹若くハ杭にて第  
八圖の如き構造を地上ふ設くるハ最も妙あり  
上車方ハ第九圖の如く  
乗者兩手を以て把手を  
握り後輪の後<sup>ハ</sup>立て一方の足を踏板に懸け一  
踏して鞍<sup>ハ</sup>跨ると同時に  
に他の方の足にて先

づ踏板を踏み左右交互回轉を始べし

八十九

圖る上りよ掛足十第



上車方ハ下車方の如く多  
からモ此外熟練者ハ往々  
地面より直ちに鞍に跨る  
ことありと雖も震動過激  
にして危険あき能ハモ又  
第十圖の如く踏段を要せ  
モ踏板より直ちに上車モ  
方あり是ハ車側を奔る  
際踏板最下点に達せし時  
一足を之れに懸け即時に  
鞍ふ跨るなり總て是等の

圖る下りよ車一十第



懸るや直ちに他の方の足を足掛より外して後輪の側ふ  
る地面に達し然る後ち既に足掛に懸置たる一方の足を地

術ハ多年の熟練を經  
されば爲し得ざる者  
あり強て學ぶへき事  
柄にあらむ

下車方

下車方ハ上車方の反  
對にして一足の踏板  
最下点に達せし時敏  
捷に一方の足を後部  
に引き伸して踏段に

九十九

面に下そべし此時兩手に固く把手を握りて車の轉倒を防ぐべし然ども最も神速にして危険あき良方の足掛より下るにあり乗者車より下らんとする時少しく回転を餘かにし左右何れに拘らず踏板最下点に達したる時第十一圖の如く他の脚の脊骨を越えて一方ふ投げ出し一躍して地面に下るあり此時其一躍の勢を付せる爲め体重を一方の足掛と把手に托そべし未熟の際の動もそれば機械の爲めよ蹴らるゝことありと雖も固く把手を把持して放されば危險の恐なし余常に左方より下らんとする時に左手にて固く把手を握り右手の脊骨を掴み右方より下らんとする時に右手にて固く把手を握り左手にて脊骨を掴み即ち一方の手の把手を握り他の手の脊骨を握りて体重を托そ

るあり余の實驗上此方を最も便利且安全と爲モ第廿一圖と異なる所の唯一手を以て鞍の前部なる脊骨を握るのみ此外種々に下車方あれども之ふ勝る者なく且熟練すれば自然隨意に下ることを得るにより敢て爰に贅せむ

## 下坂方

多少勾配面ある坂を下るにハ兩足を足掛より外して十分之を左右對に開き張るべし又第十二圖の如く兩脚共に把手を越えて之に懸くべし即右

二十第坂を下る圖



方の把手に右脚左方の把手に左脚を懸く但脚を把手に懸る際に左右各一瞬間手を把手より放そべし斯くモる所以の不慮の事ありて車より轉落するも尋常の乗方に比そきば危險鮮なきバあり然れども余ハ未だ之を熟せざる爲め歎寧ろ危險を覺ゆ乗者須らく意近を凝し圖を案ドて自ら之を試むべし斯く下坂方ハあれども別に登坂方もし但勾配高き坂あれば屈曲蛇行するを要モるのみ

高き二輪車の乗方ハ已ヨ懸しそり乗者之に據りて演習せバ容易に熟達をベシ而して第十三圖ハ熟達者の高き二輪車に乗りたるなり其状恰も馬上鞍ふ據りて左右を顧眄をるが如く適ま路人の憐を得る足るより喜んで此種の車に駕し揚々閭里を過る者ありと雖も十分實用ヨハ適せざ

第十三高き二輪車乗用の圖



るあり例  
へば熟練  
者と雖も  
上車下車  
共に多少  
困難よし  
殊に街頭  
群集の間  
に於ては

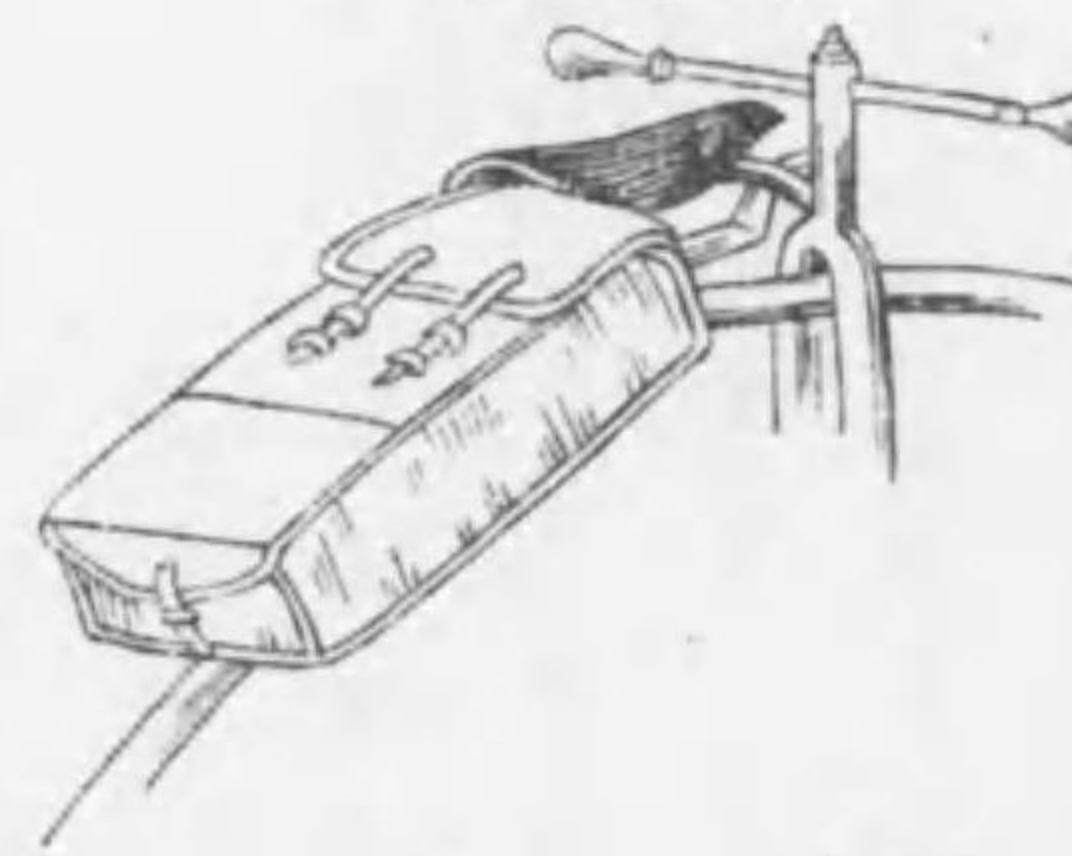
動もそれば危倫あきを保せむ又途上知人に邂逅する時に瞬間も回転を止めて談話する能ハモ故に真の實用に供するにハ低き二輪車若くハ三輪車を用ふるの便利にして

且安全あるに若かモ己に第二章載モる所の佛國陸軍自轉車採用令の記事にも高き二輪製ハ平地のみに限れリと云ヘリ

### 第九章 自轉車旅行

乗者旅行せんヨハ豫め準備せざるへからざる事あり即ち機械ハ總て丁寧に拂拭したる後車軸に油を注キ其留釘ハ螺旋に注意モベシ旅行數日に涉る時に務めて急激の進行を避け殊に乘出し數里間ハ餘々ふ回轉モるを要モ然ラヨレハ身体早く疲勞して遠路に堪へ難シ途中に於てハ隨時適度に食用モベシ身体の疲勞を速キ健康を害モルハ空腹の勞動より甚しきハ余曾て友人の旅行を見送る爲め未明早起して喫食セド居宅より凡一里程を隔てし停舶場

第十図 下鞍李行付に鞍下の圖



に到りしり忽ち疲勞を生ヒ歸路背汗衣を濕セリ故に道中の多少の滋養品を用意シ適度モ食モベシ渴を稍モニハ牛乳雞卵等を用ヘ成ベく水を飲ムヘカラモ空腹の運動ハ勿論健康を害すると雖モ飽腹の運動も亦頗る胃力を害モ故に飯後ハ凡一時間の休息を要モ服装類ハ常に清潔を主とし乾きたる靴下及び襪衣を着シ暴風ハ紹若クハ紗の類モテ製したる覆面を用ふるも亦可あり余ハ平生高等官禮帽の船形に顧せる深緑の帽子を藏シ風塵を避け尤モ帽子ハ目荒の地質より製したる者にあらされバ之に穴を穿ち空氣の流通を能モベシ炎暑ニハ襟の鉗を

第十五圖に手把付行李の形



外し頸部を寛くをべし然らされば身柱に熱を生して中暑の原因とあることあり鞍ハ特に旅行用に適したる者あり之れに跨れば臀痛を感じることある。自轉車の行李ハ時好によりて種々の形あり第十四圖及び第十五圖ハ英國に於て現今流行せる者にて前者ハ行李鞍下に付け後者ハ把手の前面に付る者あり世界中最自轉車に適したる道路ハ英國にて佛蘭西和蘭比耳義之に亞キ亞米利加ハ新聞國にて道路尚粗惡あり然れども近時頗る自轉車の流行を見るに至れり米國テキサス州のドクトルジービーハツチエンバーなる者空中自轉車の新工夫を促したる

も畢竟道路の不良に歸する者の如し其凹凸高低極りあき道路の困難を避る爲め氏ハ二條の金線を十フート許隔て、上下ふ張渡し恰も電信柱よて電線を架したる如く處々柱を立て之に最強の拉緊力を以て引張付車輪を金線の溝に入れて上下二條の間を走らしむ其車の進行するにハニツの動力を以てモる譯にて其一の上の金線を傳ふる電氣力に依り他の一ハ乗者自ら脚力を以て回轉するなり其發電器ハ乗者の鞍下に在り而して其速力ハ一時間二十五英里乃至二十英里を走ると云ふ是等の發明全く成功する如きハ其経費貰られず寧ろ道路の改良を促すか或は地上に軌道を築造せば乗者當は單身進行するのみあらず

人力車の如く後部兩輪の間に數名の乗客を載て運轉ることと亦決して難きはあらざるあり

佛人ダニエール氏の巴里より廻都維納行に於る米人トーマスステヴァンス氏の世界周遊に於る共ふ自轉車の旅行に便あるを証明したり國中碓氷箱根白川等に於る峻坂ハ固より車輪の堪ふる所ふあらずと雖も自轉車の重量ハ頗る軽くたゞひ大輪の機械にても隻手にて之を擧ぐるを得故にかゝる坂路若しくハ砂漠場裏ハ車より下りて暫く之を輶くも又ハ之を肩にそるも輕々一舉手の勞ふ過む若し車上荷物多きか或ハ乘者婦人女子ならバ一時人足を雇ふて車を輶しむることも亦容易に爲し得べきのみ故ヨ是等の事ハ固より意と見るに足らざるも唯旅客の車輪を有せざ

るを憾むのみ故に自轉車旅行の便を全からしめんにハ人力車場のある如く都邑宿驛到る處自轉車立場を設タ之に數輛の車を備へ每一里若干の價を定めて乗者に貸付モるの便を開ハ乘客ハ宿驛毎に車を借換ヘつゝ甲より乙に乙より丙に丙より乙甲等ふ車を借換つゝ旅行を爲さば其便利果して如何ぞや實際に斯の如きを得べ特リ乗者の便利あるを得て一朝人力車廢せらるゝの日に際しても活路に窮モるか若きことハあらざるべし人の言に曰く今ハ蒸瀧邦人力車の旅行將に廢れて自轉車の旅行更に始まちんと

もと早已に三府及び爾餘の都會に眞自轉車營業家のある  
に豈余か所謂自轉車立場の濫觴にあらさるふきを得んや

#### 第十章 乗者の注意

社會一派の自轉車に對して黙したる一敵なり適ま拙劣ある  
乗者あり途上誤りて落車し爲めよ路人を傷つくる歟尾  
斯燈及び戸壁を破ることあらば異口同音自轉車の危險を  
唱へ遂に警察權を以て禁止<sup>さる</sup>ゝが如きことあきにあら  
を設鑒速からそ近く石川縣に處置にあり故に乗者の熟練  
したる後ふあらざれば決して街道<sup>より</sup>出るなかれ河伯<sup>の</sup>水  
に溺れ猿猴<sup>の</sup>木より落る<sup>る</sup>漫りに其伎倆を負むふ因る故  
に乗者<sup>の</sup>假令十分熟練そと雖も常に警戒注意して敢て或  
ハ忽諸にそべからず途上若し頑固ある馬に逢ひ遙に其驚

愕の状を認むる時<sup>に</sup>速に下車し馬の歩み去るを待ちて再  
び乗車をへし然れども間近く不意に馬<sup>より</sup>出逢ひ其恐怖の  
状あるとき<sup>に</sup>強て下車するより<sup>は</sup>寧ろ速に乗り過ぐべし  
然<sup>ら</sup>されば却て馬を驚して不慮の變を速くことあり  
車上尚一つの危険<sup>の</sup>進行中足掛を踏外<sup>す</sup>そあり十分に脚力  
を加へ足掛を壓<sup>す</sup>る際誤て足之より滑り外るきば全身の  
重力前輪に歸して後輪爲め<sup>は</sup>跳ね上り乗者前に轉落せざ  
るを得ぞ故に乗者の足の踏み方に<sup>は</sup>殊<sup>の</sup>注意を要するな  
り尤是等の踏外を避くる爲め格段に用意したる足掛弁に  
一種異様の靴あり乗者宜しく之を用ふべし<sup>は</sup>道路極平坦な  
れば車上知人に逢ふ毎に帽を脱して敬禮<sup>する</sup>こと容易あれ  
とも凸凹ある途上にて<sup>は</sup>強て之を爲<sup>な</sup>かれ

橋の前後の皆多少の勾配を有する中に其度甚しき者あり之を乗り下る際に十分両腕を引伸して上体を後方に向け体重を成へく後輪を托せざるべからず然もされば乗者動もそれば前に落ることあらん

乗者の不注意若くは不熟練の適ま世人の嫌厭を速きて自転車の流行を阻礙するに足るが故に石川縣金澤市に於て乗用を禁止せられたるに蓋乗者自ら遠くの咎にして已むを得ざるの結果たりと雖も果して石川縣は全く市中自転車の通行を禁止したりとせば余は其處置に對して未だ了解せる能はざるなり同縣に於て之れが禁止を爲すに至りしゝ市街の安全を保護するが爲めのみ其之れを禁止せさる以前に在りて其街道は妨害を與へたること想見に餘ある

りと雖も是れ則ち乗者の罪のみ自転車の罪にあらざるなり更に進んで論及それば不熟練若くは不注意にして過誤を爲しさる者の罪のみ乗者全体の罪はあらざるなり故に若し自転車は乗りて路人に妨害を爲したる者あらば唯其妨害を爲したる者を罪して可あるのみ爾餘一般の乗者をして之れに連坐せしむべからず若し然らば其處置は二三者の失火したる爲めに社會全体は火を用ゐるを禁ずると何ぞ異ならんや

夫れ馬も亦路上妨害を爲すことなきにあらもと雖も未だ曾て乗馬の禁あるを聞さる者は他なし其妨害を爲そハ駄者の罪ふして馬の罪にあらざればあり况や自転車をや自転車死物たり活動不羈路人を害する者にあらむ其之れあ

るゝ乗者の不注意にあらされば不熟練の罪に坐するのみ  
東京の肩摩轂擊行路織るが如きも未だ曾て自轉車乗用の  
禁あらざ是一ゝ乗者の細心留意ある曾て路人を妨げさる  
に因ると雖も抑亦當局者の自轉車に於る其處置宜きを得  
たるに職由せそんばあらざるなり余因て曰く乗者不熟練  
中ハ須らく小心翼々車上自ら戒め自ら慎み猥りに外に出  
つ可らずモ假令熟練後と雖も須らく安全二輪車を用ひ高き  
者に乗るべからざ又曰く乗者の多き不熟練若くハ不注意  
よもて動もそれば路人に妨碍を加ふるふきを保せを若し  
斯る者あらば罰宜しく其一身ふ止まるべし敢て或ひ之を  
自餘の乗者に及ぼして自轉車乗用の自由權を剝奪をるが  
如きことならんことを冀望す

〔畢〕

1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4

## 各種自轉車定價表廣告

車直徑			車直徑			車直徑			車直徑		
新形二輪車			新形三輪車			新形三輪車			新形二輪車		
四尺	三尺九寸	三尺八寸	三尺六寸	三尺五寸	三尺四寸	三尺三寸	三尺二寸	三尺一寸	三尺六寸	三尺五寸	三尺四寸
四拾五圓	三拾五圓	三拾五圓	三拾壹圓	三拾壹圓	貳拾九圓	貳拾七圓	貳拾六圓	貳拾五圓	六拾壹圓	六拾壹圓	六拾貳圓
ヘンキ塗	懶黒塗	懶黒塗	懶黒塗	懶黒塗	懶黒塗	懶黒塗	懶黒塗	懶黒塗	懶黒玉入丸ゴム	懶黒玉入丸ゴム	懶黒玉入丸ゴム
六等	五等	五等	六等	五等	四等	三等	二等	一等	等外	全等	等外
四拾五圓	五拾五圓	六拾五圓	七拾五圓	八拾五圓	九拾五圓	七拾五圓	六拾五圓	五拾五圓	五圓	五圓	五圓
同五 商ナ 他ハ	ハ輪止 所ナ 他ハ	ハ六 ガ子所 管製 入懶	ハ六 ガ子所 管製 入懶	ハ十 ガ子所 管製 入懶	ハ十二 ガ子所 管製 入懶	ハ下 ノ付 丸ゴム 入懶	ハ下 ノ付 丸ゴム 入懶	ハ下 ノ付 丸ゴム 入懶	ハ下 ノ付 丸ゴム 入懶	ハ下 ノ付 丸ゴム 入懶	ハ下 ノ付 丸ゴム 入懶
車直 徑	車直 徑	車直 徑	車直 徑	車直 徑	車直 徑	車直 徑	車直 徑	車直 徑	車直 徑	車直 徑	車直 徑

車輪三形ムアンタ乗人二						車輪三ルヤデイア用人婦						車輪三形ヤビンコ						車輪二全安形新							
六	五	四	三	二	一	六	五	四	三	二	一	同	六	五	四	三	二	一	三	二	一	四	三	二	一
等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	
八	百	百	百	百	百	六	七	八	九	九	九	同	六	五	四	三	二	一	三	二	一	四	三	二	一
拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	拾	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	同	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	

右之外各種自轉車御注文ニ應シ製造可申候將又當所製造之  
轉車ハ滿三年間保険致シ候尤無法ノ乗用或ハ不注意ヨリ原  
因セル報所ハ當所其責ニ不任候當所製造之機械ハ外國品ニ比  
スレバ價額廉ニシテ其形狀乗用ニ適セルヲハ既ニ大方ノ高評  
ヲ蒙リタル儀ニ候間陸續御注文御購求被下度冀上候也。

自轉車製造所  
梶野仁之助謹白  
横濱高島町五丁目十番地

明治廿三年九月十二日印刷  
全  
年九月十四日出版

定價廿五錢

新潟縣岩船郡村上羽黒町六十三番戸士族

著述者

無出版人

金

澤

未

藏

東京本郷區湯島切通シ坂町廿二番地

印刷人

渡

邊

米

吉

東京神田區柳原河岸十四番地

全國大賣捌所  
教育書專賣所

普

及

舍

新潟縣新潟市本町通七番丁

新潟縣賣捌所

櫻

井

產

作

版權登録

終

